

相模原市地域防災計画

(平成22年3月修正)

相模原市防災会議

総則・予防計画編 目 次

1 総 則

第1章 地域防災計画の方針.....	予-1
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第1節 防災関係機関の実施責任.....	予-3
第2節 市民の役割.....	予-3
第3節 自主防災組織の役割.....	予-4
第4節 企業の役割.....	予-4
第5節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	予-4
第3章 市の概要	
第1節 自然的条件.....	予-10
第2節 社会的条件.....	予-14
第4章 被害想定	
第1節 本市周辺の地震発生環境.....	予-15
第2節 地震被害の想定.....	予-19
第3節 風水害の危険性.....	予-24

2 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	
第1節 都市の防災性向上対策.....	予-29
第2章 施設構造物・設備の安全化	
第1節 都市施設等の防災対策.....	予-32
第2節 建造物等災害予防対策.....	予-34
第3節 道路・橋りょう整備対策.....	予-38
第3章 火災・危険物災害等の防止	
第1節 火災等の防止対策.....	予-41
第2節 危険物等の災害予防対策.....	予-45
第4章 風水害予防対策	
第1節 浸水被害予防対策.....	予-49
第2節 かけ崩れ等災害予防対策.....	予-52
第5章 応急対策への備え	
第1節 情報伝達網の整備.....	予-54
第2節 災害緊急情報システム等の整備.....	予-56
第3節 避難場所等の整備.....	予-58
第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備.....	予-60
第5節 救助・医療体制の整備.....	予-63

第6節 災害時輸送体制の整備.....	予-64
第7節 災害時における文教対応体制の整備.....	予-66
第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備.....	予-68
第9節 その他の災害対応体制の整備.....	予-70
第10節 孤立対策.....	予-75
第6章 災害時要援護者支援	
第1節 災害時要援護者支援.....	予-76
第7章 災害ボランティア	
第1節 災害ボランティア対策.....	予-78
第8章 防災行動力の向上	
第1節 防災知識の普及対策.....	予-80
第2節 自主防災組織の育成対策.....	予-83
第3節 事業所の防災活動の促進.....	予-87
第4節 防災訓練の実施.....	予-88
第9章 調査・研究	
第1節 調査・研究.....	予-90

地震災害対策計画編 目 次

1 地震災害応急対策

第1章 市災害対策本部活動	
第1節 組織体制	地-1
第2節 動員体制	地-8
第3節 地震情報	地-11
第4節 通信の運用	地-13
第5節 災害情報の収集伝達	地-18
第6節 災害時の広報・広聴	地-21
第7節 応援要請	地-25
第8節 応援派遣	地-30
第2章 消火・避難誘導対策	
第1節 災害時の消防活動	地-32
第2節 避難誘導対策	地-35
第3節 帰宅困難者対策	地-40
第3章 救出・救助・医療救護対策	
第1節 救出・救助活動	地-41
第2節 医療救護対策	地-44
第4章 緊急輸送・交通・警備	
第1節 道路啓開及び障害物除去対策	地-48
第2節 輸送車両等の確保対策	地-51
第3節 交通対策	地-54
第4節 警備対策	地-56
第5章 二次災害の防止	
第1節 被災建築物の応急危険度判定	地-58
第2節 被災宅地の危険度判定	地-60
第3節 その他の二次災害防止対策	地-61
第6章 避難所の運営	
第1節 避難所の運営対策	地-62
第7章 被災生活支援	
第1節 応急給水対策	地-65
第2節 食料供給対策	地-67
第3節 生活必需物資供給対策	地-70
第8章 遺体等の捜索・収容・埋火葬等	
第1節 遺体等の捜索・収容・埋火葬等	地-73
第9章 清掃対策	
第1節 清掃・がれき処理等	地-76

第10章 防疫・衛生	
第1節 防疫・衛生	地-80
第11章 応急住宅	
第1節 応急住宅対策	地-82
第12章 災害時要援護者支援	
第1節 災害時要援護者支援	地-86
第13章 災害ボランティア	
第1節 災害ボランティア対策	地-88
第14章 都市機能等応急対策	
第1節 電気施設の応急対策	地-90
第2節 都市ガス施設の応急対策	地-92
第3節 エルピーガスの応急対策	地-95
第4節 水道施設の応急対策	地-97
第5節 下水道施設の応急対策	地-98
第6節 電話施設の応急対策	地-99
第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策	地-102
第8節 小田急電鉄(株)の応急対策	地-105
第9節 京王電鉄(株)の応急対策	地-108
第10節 神奈川中央交通(株)の応急対策	地-111
第15章 文教対策	
第1節 文教対策	地-113
第16章 孤立対策	
第1節 孤立地区への支援	地-116
第17章 災害救助法関係	
第1節 災害救助法の適用	地-118

2 災害復旧・復興計画

第1章 公共施設等の災害復旧事業	
第1節 災害復旧事業計画の策定	地-121
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	地-122
第3節 激甚災害の災害復旧事業	地-123
第2章 被災者への生活支援	
第1節 被災証明の発行	地-124
第2節 義援金・義援品の受領配分	地-125
第3節 被災者への経済的支援	地-127
第3章 災害復興計画	
第1節 災害復興体制の確立	地-129
第2節 市街地・都市基盤施設の復興	地-131
第3節 生活再建・地域経済の復興支援	地-132

3 東海地震事前対策計画

第1章 総則

第1節 目的	地-135
第2節 基本方針	地-135
第3節 事務・業務の大綱	地-136

第2章 市災害対策本部の設置等

第1節 東海地震に関連する情報発表時の体制.....	地-137
第2節 市災害対策本部の設置	地-137

第3章 応急対策に係る措置に関する事項

第1節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達.....	地-139
第2節 発災に備えた資機材・人員等の配備.....	地-141
第3節 東海地震予知情報及び警戒宣言等の広報.....	地-142
第4節 事前避難対策	地-144
第5節 児童・生徒等保護対策	地-146
第6節 消防対策	地-147
第7節 警備対策	地-149
第8節 飲料水・電気・通信等の対策.....	地-150
第9節 医療救護対策及び社会福祉施設対策.....	地-153
第10節 交通対策	地-155
第11節 緊急輸送対策	地-159
第12節 公共施設等に関する対策.....	地-160

第4章 駅前混乱防止対策実施計画.....

第5章 地震防災上必要な広報に関する計画.....

風水害等対策計画編 目 次

1 風水害応急対策

第1章 市災害対策本部活動

第1節 組織体制.....	風-1
第2節 動員体制.....	風-9
第3節 気象警報・注意報.....	風-12
第4節 洪水予報、はん濫警戒情報.....	風-17
第5節 通信の運用.....	風-19
第6節 災害情報の収集伝達.....	風-24
第7節 災害時の広報・広聴.....	風-27
第8節 応援要請.....	風-31
第9節 応援派遣.....	風-36

第2章 水防活動

第1節 風水害情報連絡体制及び風水害初動体制における活動.....	風-38
第2節 風水害警戒本部体制における活動.....	風-39
第3節 災害対策本部体制における活動.....	風-42

第3章 消火・避難誘導対策

第1節 災害時の消防活動.....	風-43
第2節 避難誘導対策.....	風-45

第4章 救出・救助・医療救護対策

第1節 救出・救助活動.....	風-51
第2節 医療救護対策.....	風-54

第5章 緊急輸送・交通・警備

第1節 道路啓開及び障害物除去対策.....	風-58
第2節 輸送車両等の確保対策.....	風-61
第3節 交通対策.....	風-63
第4節 警備対策.....	風-65

第6章 二次災害の防止

第1節 被災宅地の危険度判定.....	風-67
---------------------	------

第7章 避難所の運営

第1節 避難所の運営対策.....	風-68
-------------------	------

第8章 被災生活支援

第1節 応急給水対策.....	風-71
第2節 食料供給対策.....	風-73
第3節 生活必需物資供給対策.....	風-76

第9章 遺体等の捜索・収容・埋火葬等

第1節 遺体等の捜索・収容・埋火葬等.....	風-79
-------------------------	------

第10章 清掃対策	
第1節 清掃・がれき処理等	風-82
第11章 防疫・衛生	
第1節 防疫・衛生	風-86
第12章 応急住宅	
第1節 応急住宅対策	風-88
第13章 災害時要援護者支援	
第1節 災害時要援護者支援	風-92
第14章 災害ボランティア	
第1節 災害ボランティア対策	風-94
第15章 都市機能等応急対策	
第1節 電気施設の応急対策	風-96
第2節 都市ガス施設の応急対策	風-98
第3節 エルピーガスの応急対策	風-100
第4節 水道施設の応急対策	風-102
第5節 下水道施設の応急対策	風-103
第6節 電話施設の応急対策	風-104
第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策	風-107
第8節 小田急電鉄(株)の応急対策	風-110
第9節 京王電鉄(株)の応急対策	風-113
第10節 神奈川中央交通(株)の応急対策	風-115
第16章 文教対策	
第1節 文教対策	風-117
第17章 孤立対策	
第1節 孤立地区への支援	風-120
第18章 災害救助法関係	
第1節 災害救助法の適用	風-122

2 災害復旧・復興計画

第1章 公共施設等の災害復旧事業	
第1節 災害復旧事業計画の策定.....	風-125
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画.....	風-126
第3節 激甚災害の災害復旧事業.....	風-127
第2章 被災者への生活支援	
第1節 被災証明の発行.....	風-128
第2節 義援金・義援品の受領配分.....	風-129
第3節 被災者への経済的支援.....	風-131
第3章 災害復興計画	
第1節 災害復興体制の確立.....	風-133
第2節 市街地・都市基盤施設の復興.....	風-135
第3節 生活再建・地域経済の復興支援.....	風-136

3 特殊災害対策計画

第1章 市災害対策本部活動.....	風-139
第2章 鉄道災害対策.....	風-142
第3章 道路災害対策.....	風-145
第4章 航空災害対策.....	風-147
第5章 危険物等災害対策	
第1節 危険物等応急対策.....	風-150
第2節 放射性物質災害対策.....	風-156
第6章 雪害対策.....	風-160
第7章 林野火災対策.....	風-163
第8章 その他災害対策	
第1節 火山災害対策.....	風-165
第2節 健康危機管理対策.....	風-168

1 総 則

第1章 地域防災計画の方針

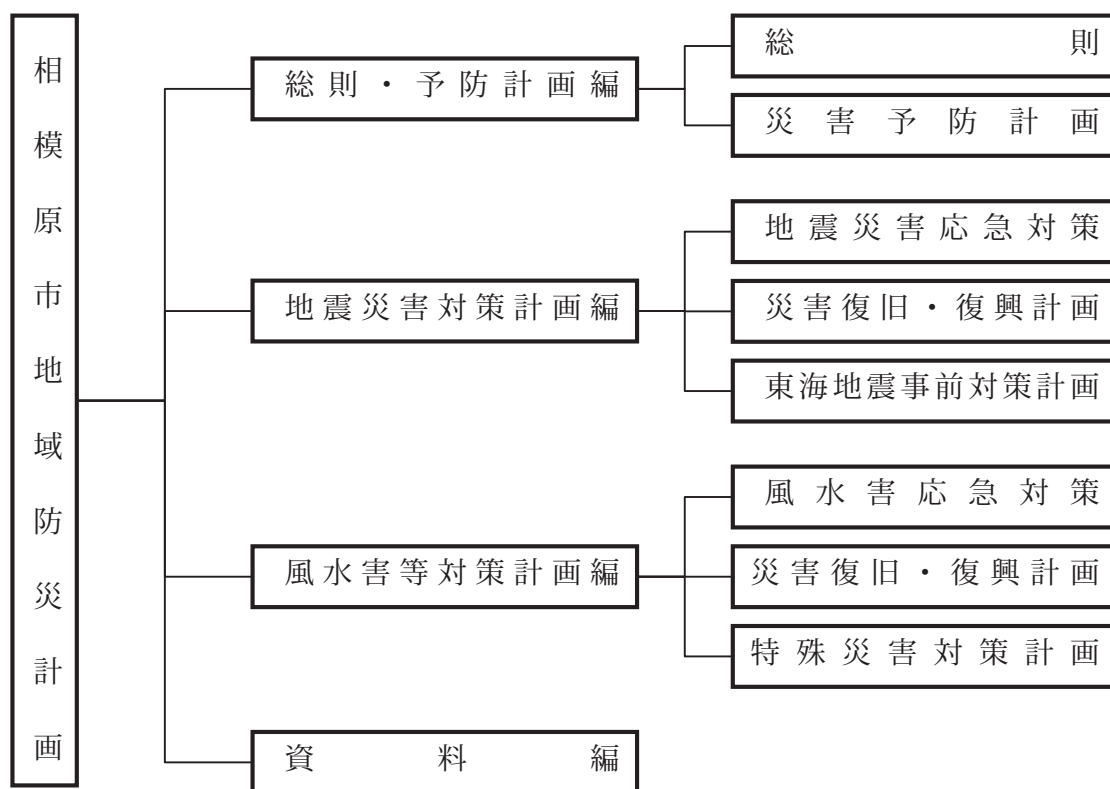
1 目的

相模原市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき相模原市防災会議が作成する計画であり、市域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し、又は被害を最小限度に軽減し、もって地域社会の安全及び市民福祉の確保を図ることを目的とする。

2 構成

相模原市地域防災計画は、総則・予防計画編、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編及び資料編で構成する。

総則・予防計画編においては、災害に強いまちづくりの実現を目指し、事前の対策、役割分担等を示している。地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編においては、災害発生時又はそのおそれのある場合における応急対策の体制・活動規範及び復旧・復興対策について、災害事象別に示している。さらに資料編において、災害対策に必要な図表、書式等をまとめた。



3 相模原市地域防災計画の位置付け

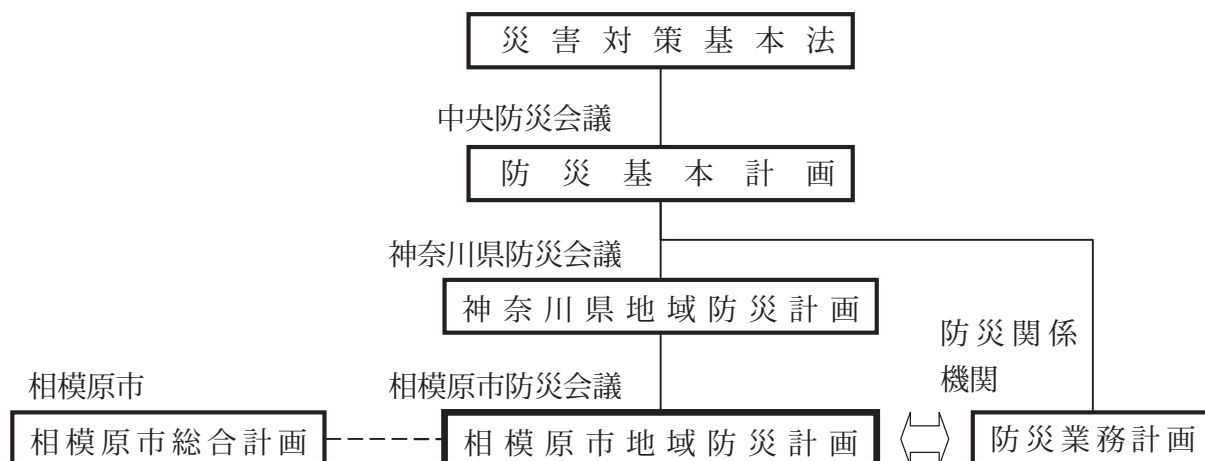
本計画は、相模原市の処理すべき事務または業務を中心として、市域に係る各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関及び住民等が防災に関し行う事務または業務を有機的に結合した計画である。

本計画は、災害対策基本法に基づいて定められる国（中央防災会議）の防災基本計画、神奈川県地域防災計画、市域に係る防災関係機関の防災業務計画との整合性及び関連性を有し、ま

た、相模原市の定める相模原市総合計画の基本理念・施策、地域の特性・災害環境を踏まえた地域計画である。

なお、この計画のうち、地震災害対策計画編は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

■地域防災計画の位置づけ



また、市各部及び防災関係機関等の作成する災害対策に係る細部計画は、相模原市地域防災計画の基本方針に整合するとともに、必要に応じて修正を加えるなど、災害時に有効な活動が実施できるよう定められるものである。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

5 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係ある各機関の実施責任及び所掌事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1節 防災関係機関の実施責任

1 市

市は、基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 市民の役割

- 1 「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめる、災害に強い市民と地域を形成する。
- 2 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出し品の準備などに努める。
- 3 災害時には相互に協力し助け合い、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- 4 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力し、災害時には地域の住民・企業と連携して各種活動を円滑に実施するよう努める。

- 5 その他、県、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

第3節 自主防災組織の役割

- 1 日ごろから、地域内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- 2 また、組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地域住民の参加、地域企業との連携の促進に努める。
- 3 災害時には、情報の収集・伝達、救出、応急手当、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等に努める。

第4節 企業の役割

- 1 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- 2 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。
- 3 災害が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。
- 4 災害発生時においても、企業の業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

第5節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する調査、研究
- (3) 防災組織の整備
- (4) 防災施設及び設備の整備、点検
- (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備
- (6) 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施
- (7) 市域の公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- (8) 都市防災対策の推進
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 消防、水防活動、その他の応急措置
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (12) 避難の勧告、指示及び誘導
- (13) 被災者に対する救助及び救護措置
- (14) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- (15) 災害に関する広報の実施
- (16) 被災施設の復旧
- (17) 東海地震注意情報が発表された場合の事前対策
- (18) 東海地震予知情報が発表された場合の事前対策
- (19) 大規模地震対策特別措置法第9条による警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発令された場合の事前対策
- (20) その他、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置

2 県

- (1) 県央地域県政総合センター
 - ア 災害時における管内県機関に係る応急対策の実施
 - イ 災害時における情報の収集等
- (2) 厚木土木事務所
 - ア 災害時における管内市域の河川・急傾斜地等の応急措置
 - イ 管内市域の河川・急傾斜地等の被害調査及び復旧
- (3) 企業庁相模原水道営業所・相模原南水道営業所・津久井水道営業所・谷ヶ原浄水場
 - ア 災害時における応急飲料水の確保
 - イ 被災水道施設の調査及び復旧
- (4) 相模原市警察部
 - 市災害対策本部への派遣、市内各警察署との連携調整等
- (5) 相模原警察署・相模原南警察署・相模原北警察署・津久井警察署
 - 災害時における警備・交通対策
- (6) 相模原公共職業安定所
 - ア 応急救助、応急復旧に要する労働力のあっせん対策
 - イ 被災者の就労あっせん対策

3 指定地方行政機関

国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定する機関（災害対策基本法第2条第4号）の業務は次のとおりとする。

- (1) 関東農政局神奈川農政事務所
 - 災害時における主要食糧の需給調整
- (2) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (3) 相模原労働基準監督署
 - 工場・事業場における労働災害の防止
- (4) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (5) 関東地方整備局（相武国道事務所）
 - ア 災害時における交通の確保
 - イ 災害時における応急工事
 - ウ 災害復旧工事の施工
 - エ 再度災害防止工事の施工
- (6) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 地震情報、気象注意報・警報等の防災情報伝達体制の整備
 - イ 気象・地象・地動及び水象の観測の実施及び観測施設の維持管理、整備及び運用
 - ウ 地震・火山活動、気象現象・災害の発生に関する統計、調査及び資料作成、提供
 - エ 自然災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
 - オ 災害に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
 - カ 気象・洪水に関する注意報、警報及び情報の関係機関への通報

- キ 気象・台風等に関する各種情報の関係機関への通報
- ク 地震に関する各種情報の関係機関への通報
- ケ 東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の県への通報
- コ 火山予警報の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施
- サ 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣
- シ 復旧・復興に向けた支援のための気象・事象等総合的な情報提供及び解説

4 指定公共機関

電気、通信、輸送その他の公益事業を営む法人等で、内閣総理大臣が指定する機関（災害対策基本法第2条 第5号）の業務は次のとおりとする。

- (1) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社（相模原郵便局、橋本郵便局、座間郵便局、津久井郵便局、相模湖郵便局、吉野郵便局）
 - ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社（横浜支社、八王子市支社）、日本貨物鉄道株式会社（関東支社）
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (3) 東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取り扱い
 - ウ 電気通信施設の被災調査及び災害復旧
- (4) K D D I 株式会社
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (5) 日本通運株式会社（北神奈川支店）
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (6) 東京電力株式会社（相模原支社）
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (7) 東京ガス株式会社（神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被災調査及び復旧

- (8) 日本赤十字社（神奈川県支部）
 - ア 医療救護班の派遣
 - イ 救援物資の配分及び備蓄
 - ウ 血液製剤の確保及び供給
 - エ 救援金の募集
 - オ 救助に関する団体、個人による協力活動の連絡調整
- (9) 日本放送協会（横浜放送局）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
- (10) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - ア 道路の耐震整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧
- (11) 国立病院機構（相模原病院）
 - ア 初期災害医療班等の編成及び派遣
 - イ 災害時における被災患者の搬送及び受入れ

5 指定地方公共機関

土地改良区その他の公共的施設の管理者及び区域において輸送、通信その他の公益事業を営む法人で、知事が指定する機関（災害対策基本法第2条第6号）の業務は次のとおりとする。

- (1) 小田急電鉄株式会社、京王電鉄株式会社
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (2) 神奈川中央交通株式会社（相模原営業所）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (3) 社団法人神奈川県トラック協会（相模地区支部）
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (4) 土地改良区（相模川左岸土地改良区、相模川西部土地改良区）
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農地湛水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (5) 社団法人神奈川県医師会（社団法人相模原市医師会）、社団法人神奈川県歯科医師会（社団法人相模原市歯科医師会）、社団法人神奈川県薬剤師会（社団法人相模原市薬剤師会）、社団法人神奈川県看護協会（相模原支部）
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供

- (6) 株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社テレビ神奈川、横浜エフエム放送株式会社
 - ア 気象予報、警報等の放送の周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 相模原商工会議所、城山町商工会、津久井町商工会、相模湖町商工会、藤野町商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (2) 相模原市農業協同組合、津久井郡農業協同組合
 - ア 市が行う被害調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物及び家畜災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災農家に対する融資あっせん
- (3) 社団法人相模原市防災協会
 - 市が行う防災対策への協力
- (4) 社団法人相模原市建設業協会、相模原市津久井地区建設業連絡協議会
 - 市が行う防災対策への協力
- (5) 社団法人神奈川県エルピーガス協会（相模原支部、津久井支部）
 - 市が行う防災対策への協力
- (6) 相模原市電設協同組合
 - 市が行う防災対策への協力
- (7) 県北管工事協同組合、相模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合、相模原市管工事協会
 - 市が行う防災対策への協力
- (8) 相模原造園協同組合
 - 市が行う防災対策への協力
- (9) 判定士会相模原支部
 - 市が行う防災対策への協力
- (10) 相模原市生活協同組合運営協議会
 - 市が行う防災対策への協力
- (11) 相模原米穀小売商組合
 - 市が行う防災対策への協力
- (12) 相模原市防災設備協同組合
 - 市が行う防災対策への協力
- (13) 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資
- (14) 社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部
 - 応急手当等に関する協力
- (15) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時に入院患者等の保護及び誘導

- ウ 災害時における病人等の受入及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (16) 社団法人相模原市病院協会
 - 災害時の医療救護活動の協力
- (17) 相模原市獣医師会
 - 災害時の動物救護の協力
- (18) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (19) 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク
 - ア 災害時要援護者の支援
 - イ 災害時におけるボランティア活動の支援
- (20) さがみはら国際交流ラウンジ
 - 外国人の支援
- (21) 教育施設
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における生徒等の保護
 - ウ 災害時の応急教育対策計画の確立と実施
- (22) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者、危険物安全協会
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- (23) 株式会社エフエムさがみ、株式会社ジェイコム関東（相模原、大和局）
 - 災害情報等の放送
- (24) 相模原市印刷広告協同組合
 - 広報活動への協力
- (25) 財団法人神奈川県下水道公社
 - 下水道施設の被害調査及び復旧
- (26) 津久井郡森林組合
 - ア 市が行う防災対策への協力
 - イ 被災組合員への融資、斡旋
- (27) 京王バス南株式会社、富士急山梨バス株式会社
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策

7 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護及び応急復旧
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

第3章 市の概要

相模原市は、首都東京から 40km 圏内の神奈川県北部に位置し、市域は、相模川と境川に挟まれた平野部から丹沢山地までに広がり、東西 35.6 km、南北 22.0 km で、面積は 328.84km² である。市の北部から東部にかけては東京都檜原村、八王子市、町田市に接し、西は山梨県上野原市、道志村、山北町、南部は清川村、愛川町、厚木市、大和市、座間市に接している。

市役所の位置	東経：139 度 22 分 36 秒
	北緯：35 度 34 分 03 秒
	標高：124.96m

第1節 自然的条件

1 地 形

相模原市は神奈川県の北西部に位置し、旧城山町を境にして西の山地が主に分布する地域と、東の主に台地からなる地域に大別される。

旧相模原市及び旧城山町の北東部には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が広がっている。北東境の多摩丘陵との間には境川、南西側の相模低地には相模川が流れている。相模原台地は、南北にのびる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜をしている。台地は、数段の平坦面（段丘）で構成されており、その境は比高（平坦面同士の高度差）数mの傾斜地（段丘崖）となっている。また、台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下する。

旧城山町の西側には山地が広がっており、山地を刻む河川としては、相模川のほか、道志川、秋山川、早戸川、串川などがある。これらの河川に沿って細長く段丘や低地が分布する。山地は急峻であり、蛭ヶ岳（1,673m）など 1,000m を超える山もある。

相模原市を構成する地形とその特徴は次のとおりである。

(1) 山地・扇状地、山麓堆積地形

相模川北側の山地は小仏山地と呼ばれ、中生代白亜紀（6500 万年前以前）に海で堆積した土砂が固結し、隆起した場所である。相模川南側の丹沢（たんざわ）山地は新第三紀（2350 万年前～175 万年前）の海底火山活動の堆積物からなる。いずれも急峻であり、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所といった土砂災害危険箇所が分布している。

山地のへりには崩れてきた土砂が堆積してできた扇状地、山麓堆積地形といった比較的平らな斜面がある。

これらの地域には人工的に造成した土地もある。

(2) 台地

相模原台地は、上段、中段、下段と称される段丘面に区分される。各段丘面の間及び台地と低地の間には段丘崖がある。この段丘崖はかつての川岸であったところである。

ア 上段

旧相模原市の北東側を占め、地形学上、「相模原面」と呼ばれる。北から南に向かって低くなり、標高は橋本で約 140m、麻溝で約 90m である。約 5～5.5 万年前に相模川から運ばれた砂礫で構成され、その上に 10m 以上の厚さで関東ローム層が覆っている。なお、相模原

面には非常に浅い谷地形が見られるところがある。これらは、現在の地図では等高線にも谷として表現されにくい凹地であるが、周囲より低く水が集まりやすい地形である。旧津久井郡においても山地のへりに上段にあたる段丘面が散在して分布している。

イ 中段

旧相模原市の南西部を占め、地形学上、「田名原面」と呼ばれる。約2.6～2.8万年前に相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面であり、数m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。旧津久井郡においても相模川などの各河川に沿って分布している。

ウ 下段

田名南部から当麻西部の狭い範囲を占め、「陽原面」と呼ばれる。約2万年前に相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面であり、数m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。

なお、境川沿いにも相模原面より低い段丘面が局所的に存在する。

(3) 谷底平野

旧相模原市域の台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下している。これらの河川沿いは谷底平野と呼ばれ、周囲の段丘面よりやや低い地形がある。麻溝台から磯部にかけて、河川は流下していないが台地を侵食して形成された谷底平野が分布している。また、境川沿いにも谷底平野が分布する。これらの谷底平野は、河川が蛇行していることや周囲から低いことにより水が溜まりやすく、低湿な土地である。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されている。関東ローム層が薄く載る所もある。

旧津久井町の串川、旧藤野町の沢井川などの山間を流れる河川沿いにも谷底平野が分布する。この地域の河川は比較的流れが速いため、これまで目立った浸水被害は知られていない。

(4) 自然堤防

低地のなかの微高地で、河川によって運搬された土砂が堆積した列状の土地である。低地面より数十cm～1m程度高く、周囲の沖積低地よりは浸水しにくい土地であるため、古くから集落が立地している。相模川沿いの磯部、当麻中原、田名久所などがこれにあたる。表層部は約1万年前以降に堆積した砂が多くなっている。関東ローム層が薄く載る所もある。

(5) 沖積低地

相模川沿いの低地である。かつては、相模川がはん濫したときに浸水する土地であったが、現在はその危険性は低い。ただし、内水はん濫が発生しやすい土地である。主に、水田などに利用されている。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されている。関東ローム層が薄く載る所もある。

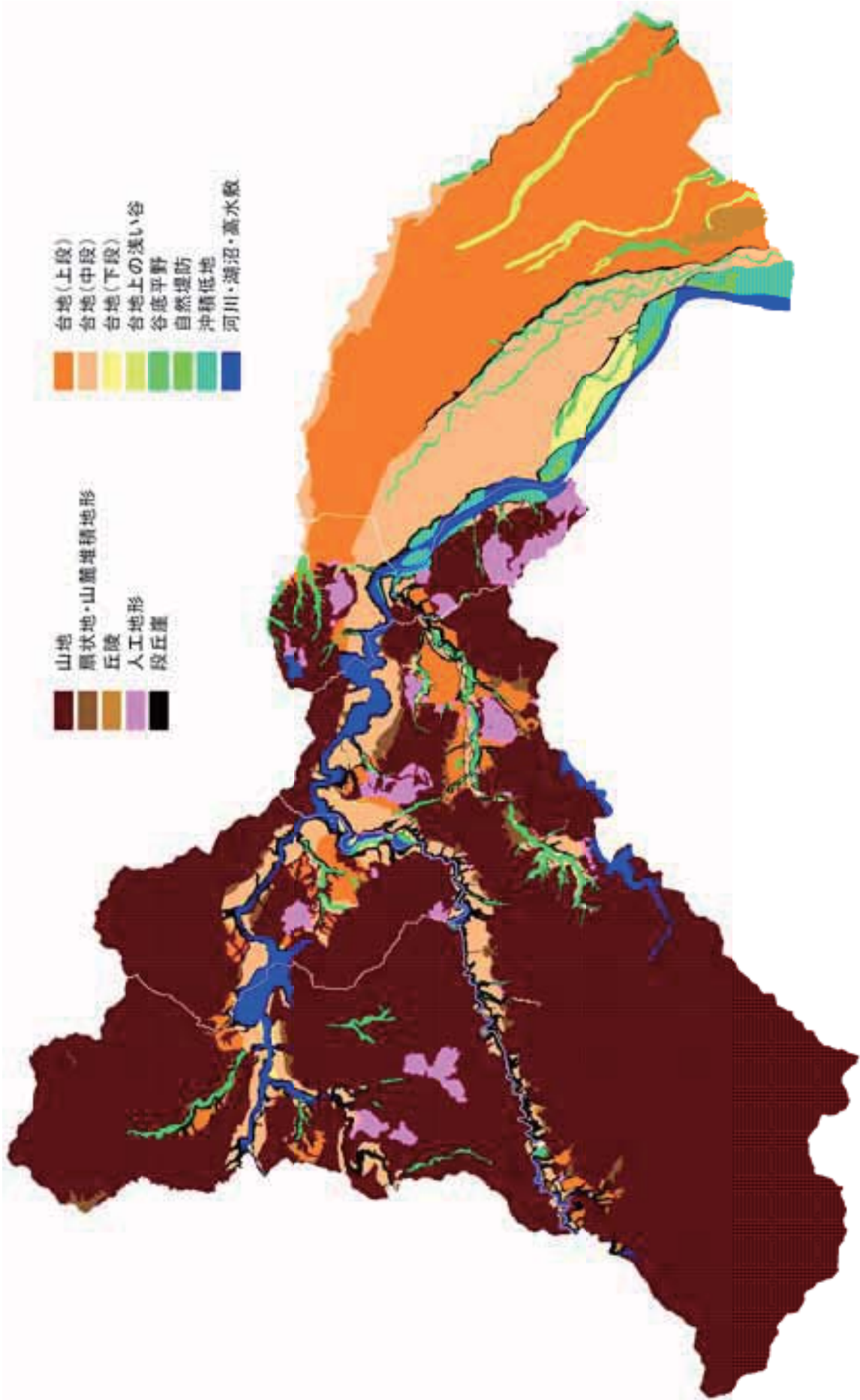
2 地 質

相模原市を構成する地質は、山地の分布する旧津久井郡の範囲の相模川上流及び支川の道志(どうし)川・秋山川・沢井川・串川流域は、小仏(こぼとけ)層群、丹沢(たんざわ)層群などの基盤岩類で構成されるほか、河岸段丘分布域では第四紀更新統の寸沢嵐(すわらし)礫層、大沢礫層などの段丘堆積物が分布し、その上位に関東ローム層が堆積している。また、相模原台地では基盤として上総層群、その上に、下位から相模層群、段丘堆積物である相模野礫層、田名原礫層、陽原(みなはら)礫層、さらにその上位に関東ローム層がそれぞれ不整合に堆積している。なお、低地には沖積層が堆積している。

3 気 候

市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。平成 20 年中の気候（消防本部観測値）は、最高気温は 36.2℃、最低気温−2.4℃で、平均気温は 15.6℃、降水量は 2,123.5mm である。

相模原市消防局で観測された過去 20 年間（1986～2007 年）での日降水量の最大は、1991 年（平成 3 年）9 月 19 日の 350 mm、時間雨量の最大は、2008 年（平成 20 年）8 月 29 日の 96.5 mm で、年間平均降水量は 1,889.5 mm である。



相模原地域の地形分類図

第2節 社会的条件

1 人 口

市の人口は、昭和 29 年 11 月の市制施行当時は約 8 万人であったが、昭和 42 年 9 月に人口 20 万人、昭和 46 年 8 月に 30 万人、昭和 52 年 7 月に 40 万人、昭和 62 年 8 月には 50 万人に達し、平成 12 年 5 月に 60 万人を超えた。その後、津久井郡との合併に伴い増加し、平成 19 年 7 年 1 月現在、290,742 世帯、705,183 人となっており、県下では横浜市、川崎市に次いで 3 番目、全国で 19 番目の都市となっている。年齢別では、年少人口（15 歳未満）が 14.1%、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）が 69.5%、高齢人口（65 歳以上）が 16.4%となっている（平成 19 年 4 月 1 日現在）。

2 交 通

(1) 道 路

一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道 16 号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道 20 号、平塚を起点とし橋本を終点とする 129 号、平塚市を起点とし藤野町を終点とする国道 412 号及び富士吉田を起点とし西橋本を終点とする 413 号の 5 路線である。

主要地方道、一般県道は 31 路線が通過しており、市道は平成 19 年 4 月 1 日現在、10,259 路線で総延長は 2,135km である。

(2) 鉄 道

市内には、首都圏の環状交通軸である JR 横浜線、放射交通軸である小田急線（小田原線・江ノ島線）及び京王相模原線、県央地区の南北交通軸である JR 相模線、そして JR 中央本線の 6 路線があり、17 の駅が設置されている。

第4章 被害想定

第1節 本市周辺の地震発生環境

1 本市の警戒すべき地震

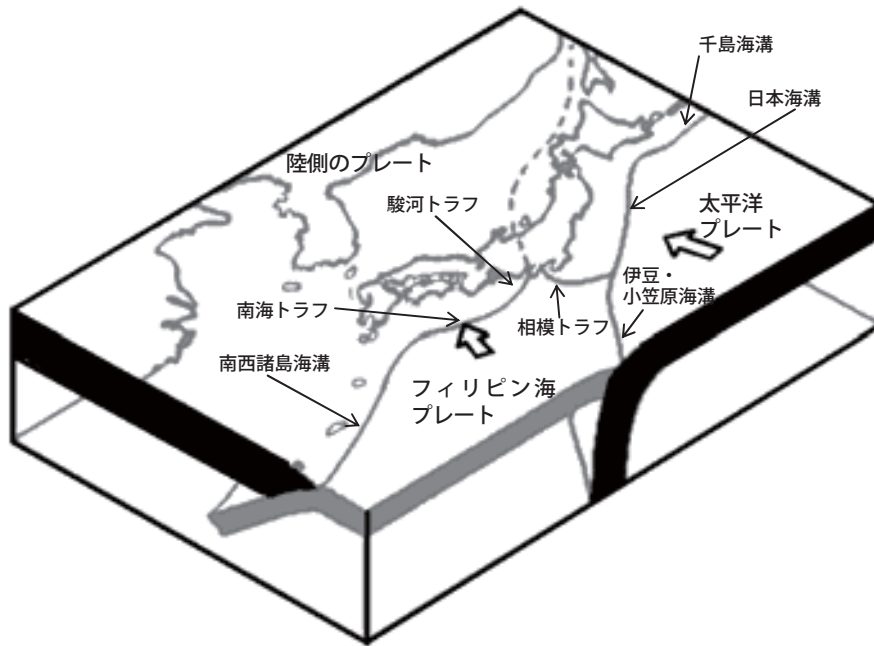
本市を含む南関東地域は、巨大な海溝型地震を引き起こすプレート構造が複雑になっており、相模湾にのびる相模トラフを震源域とする南関東地震、駿河湾にのびる駿河トラフを震源域とする東海地震などの発生が懸念されている。南関東直下の地震については、いずれの地域で発生するかは不明であるが、プレート境界面で発生する地震ではマグニチュード7を上回る可能性があり、中央防災会議ではマグニチュード7.3を想定している。また、地表から浅い場所で発生した場合にはマグニチュード7程度と考えられ、中央防災会議ではマグニチュード6.9を想定している。相模原市付近ではプレート境界が数十kmと深いため、地表から浅い場所で発生した場合の方がマグニチュードは小さいが、相模原市における揺れは大きくなると考えられる。

活断層による直下型の地震については、地下の潜在的な活断層の分布は不明であり、相模原市の直下で発生することも全く否定することはできないが、現在存在が認められている活断層の中では、神縄・国府津－松田断層帯による直下型の地震が最も切迫性の高いものである。

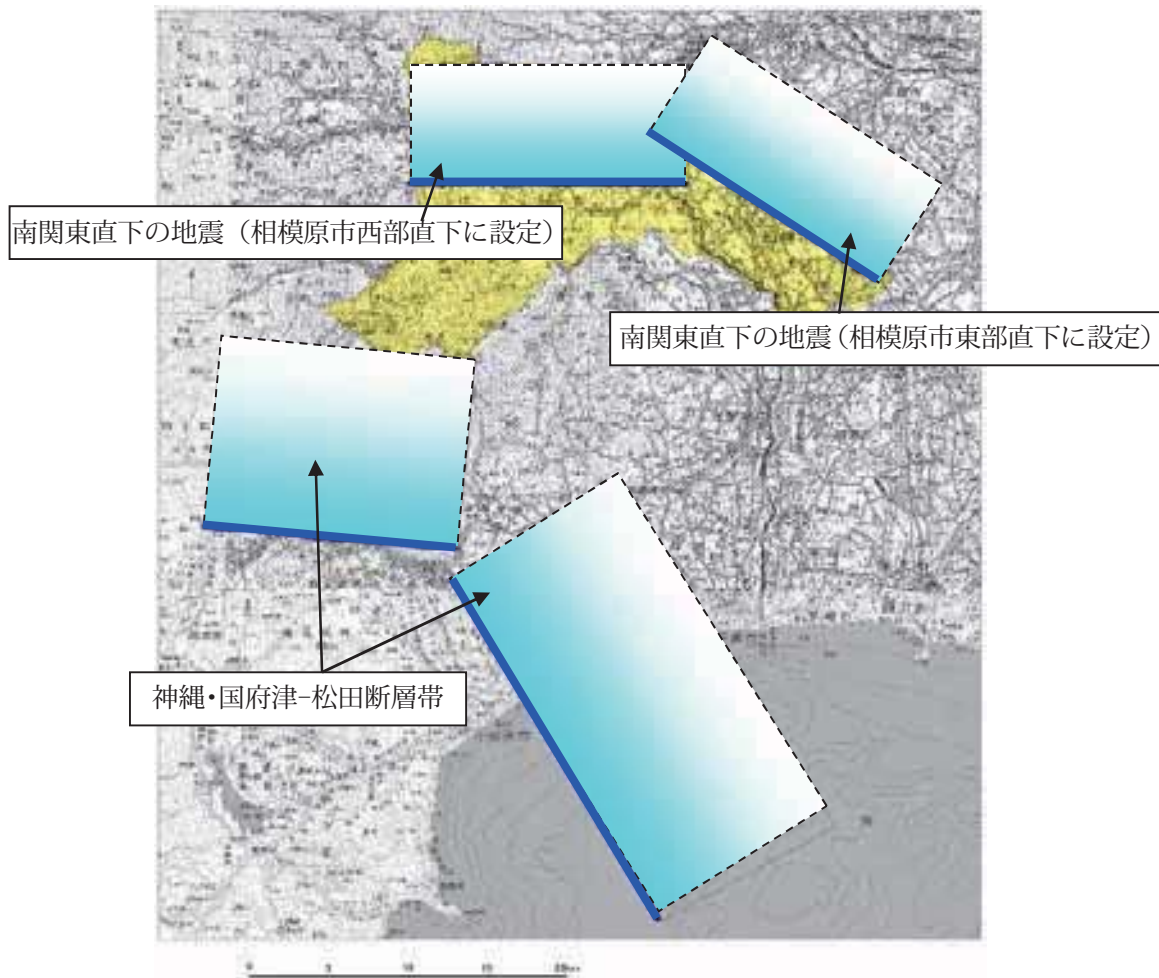
陸域の活断層で発生する地震も含め、本市で警戒対象とする大規模な地震は次表のとおりである。

相模原市に影響を及ぼす地震

地震のタイプ	発生場所	地震の規模、発生確率等
プレート境界の 海溝型の地震	相模トラフ (1923年関東地震の再来)	マグニチュード8程度 百数十年後(関東地震の再来)
	駿河トラフ(東海地震)	マグニチュード8程度 切迫性がある。
南関東直下の地震	海側と陸側のプレートの境界面	マグニチュード7程度
	地表から浅い場所	ある程度の切迫性がある。
活断層による 直下型地震	神縄・国府津－松田断層帯	マグニチュード7.5程度 現在を含む数百年以内に発生する 可能性がある。



プレート構造分布図



各想定震源域分布図

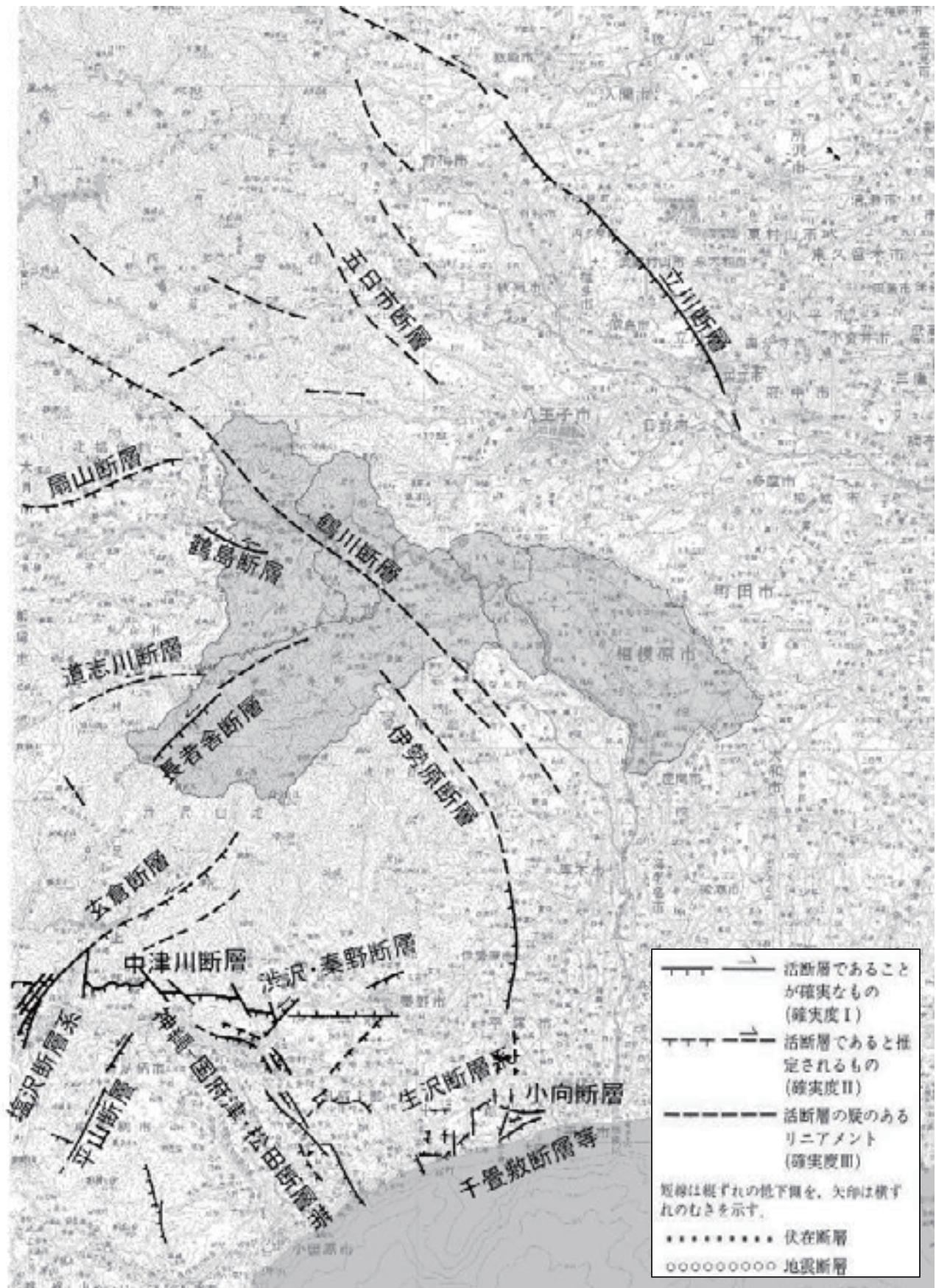
2 本市近傍の活断層の分布

活断層とは、断層のうち、最近の地質時代（約 200 万年前から現在まで）に繰り返し活動し、将来も活動することが推定されているものである。多くの地震は断層の活動により発生するものであり、平成 7 年阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）は兵庫県直下の活断層の活動により発生したものである。

本市に影響を及ぼす可能性のある範囲にある陸域の活断層の分布は次表のとおりである。

本市周辺の活断層の評価

断 層 名	活 断 層 の 評 価
立川断層帯	平均活動間隔は約 1 万～1 万 5 千年、最新の地震は 1 万 3 千年前～2 万年前。地震後経過率は 0.9～2.0。今後 30 年間に地震が発生する可能性はわが国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する
鶴川断層	最近活動した証拠はなく、不確実である
伊勢原断層	平均活動間隔は 4 千年～6 千年程度で、地震発生の可能性は低い。
渋沢断層・秦野断層	平均活動間隔は不明だが、約 1 万 7 千年前に活動しており、今後も活動する可能性あり。神縄・国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性もある
神縄・国府津－松田断層帯	平均活動間隔に対する地震後経過率が 0.5～1.1 であり、今後 30 年間に地震が発生する可能性がわが国の主な活断層の中では高いグループに属する
三浦半島断層群	平均活動間隔に対する地震後経過率が 1.0～1.4 であり、今後 30 年間に地震が発生する可能性がわが国の主な活断層の中では高いグループに属する
長者舎断層	詳細な資料なし
道志川断層	詳細な資料なし



活断層分布図

第2節 地震被害の想定

平成 18 年度に「相模原市防災アセスメント調査」を実施し、「相模原市東部直下」「相模原市西部直下」及び「神縄・国府津－松田断層帯を震源とする地震」に関する本市域の地震被害予測を実施した。また、神奈川県では、平成 20 年度に「東海地震」、「南関東地震」などを想定した地震被害予測を実施している。

1 想定地震の設定条件及び被害の概要

各想定地震の設定条件及び被害の概要は次表のとおりである。被害数量は、調査年次当時の社会条件をもとに予測されたものである。このうち、今後 100 年以内に発生する可能性が少ない南関東地震を除き、被害量の大きい「直下型地震」を本市の防災体制整備の目標となる想定地震と位置づける。

表 各想定地震の設定条件及び被害の概要

想定地震		南関東地震	東海地震	直下型の地震		神縄・国府津－ 松田断層帯
				相模原市東部	相模原市西部	
調査年次		平成 20 年度 神奈川県地震被害想定調査		平成 18 年度 相模原市防災アセスメント調査		
設定	マグニチュード	7.9	8.0	6.9	6.9	7.5
	震源	相模湾	駿河湾	相模原市役所 直下	津久井総合 事務所直下	県西部～ 相模湾
	ケース	夕		冬夕・冬朝・秋昼、風 3m/s		
結果	震度	5 強～7	5 強	5 弱～6 強	5 強～6 強	5 強～6 強
	大破(全壊)建物(棟)	7,650	160	約 8,400	約 4,000	約 900
	出火(件)	40.2	2.68	約 9 ^{*1}	約 5 ^{*1}	0 ^{*1}
	焼失(棟)	4,920	190	約 1,300 ^{*1}	約 400 ^{*1}	0 ^{*1}
	避難(人)	118,370 ^{*4}	11,770 ^{*4}	約 44,500 ^{*2}	約 18,200 ^{*2}	約 2,700 ^{*2}
	死者(人)	10 ^{*5}	0 ^{*5}	約 430 ^{*3}	約 200 ^{*3}	約 44 ^{*3}
	負傷者(人)	3,830 ^{*6}	260 ^{*6}	約 7,700 ^{*3}	約 3,200 ^{*3}	約 500 ^{*3}
主な被害域の広がり		南関東地域一帯から静岡県東部	静岡県を中心とする東海地方から神奈川県西部一帯	本市局所的	本市局所的	南関東地域一帯から静岡県東部

※ 1 出火件数は冬夕方 18 時の場合

※ 2 冬夕方 18 時の場合の避難所生活者とし、ライフライン機能停止による避難者は含まない。

※ 3 冬の朝 5 時の場合

※ 4 1 日後の避難所の人数

※ 5 朝 5 時の建物被害による人的被害

※ 6 朝 5 時の建物被害による人的被害（重傷者と負傷者の合計）

2 アセスメントによる被害想定

平成 18 年度に「神縄・国府津－松田断層帯を震源とする地震」及び「相模原市東部直下」「相模原市西部直下」の地震について、「相模原市防災アセスメント調査」を実施した。その被害の概要についてまとめる。

なお、計算は確率値で行っているため、小数値を持つ。そのため、合計がわずかに合致しないことがある。

(1) 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本調査地域東部(旧相模原市)直下の地震(マグニチュード 6.9)
	相模原市西部直下地震	本調査地域西部(旧藤野町、旧相模湖町、旧津久井町、旧城山町)直下の地震(マグニチュード 6.9)
	神縄・国府津－松田断層帯地震	神縄・国府津－松田断層帯を震源断層とする地震(マグニチュード 7.5)
条件	季節・時刻	①冬の夕方 18 時(最も火災の危険性が高い条件) ②冬の朝 5 時(1995 年阪神・淡路大震災と同様の条件) ③秋の昼 12 時(1923 年関東地震と同様の条件)
	天候	晴れ、風速 3 m/s

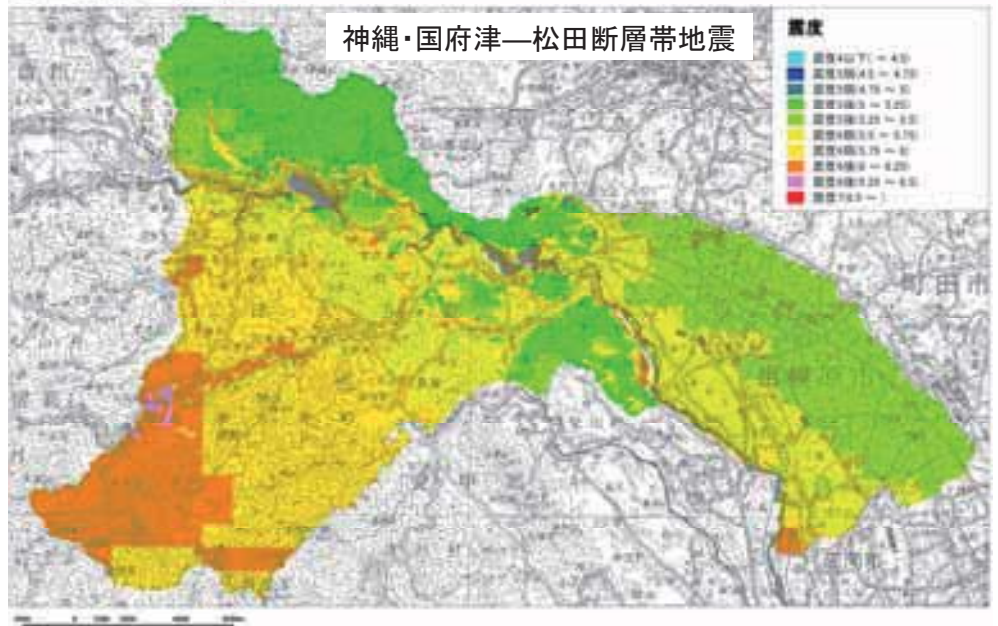
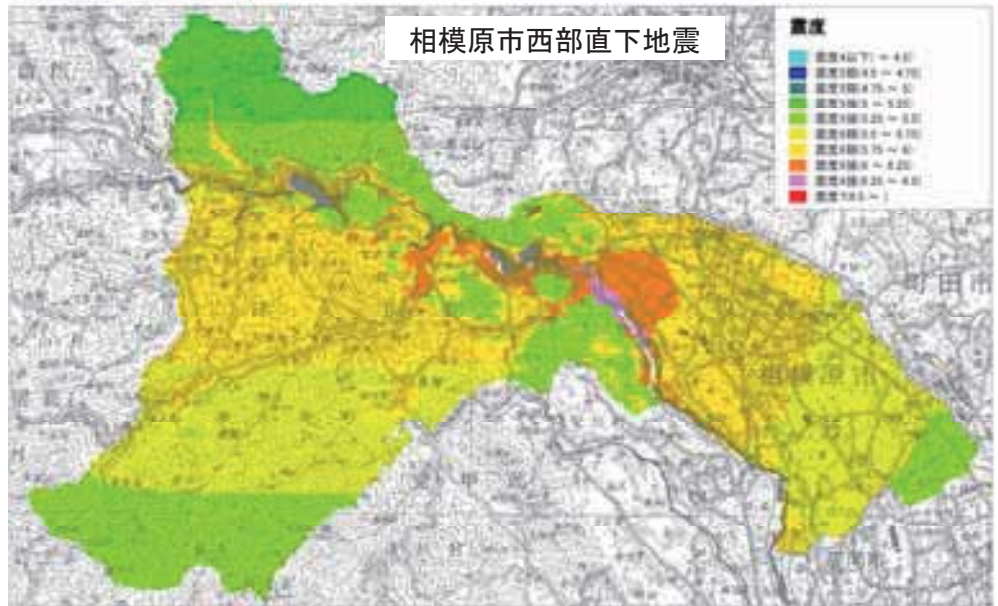
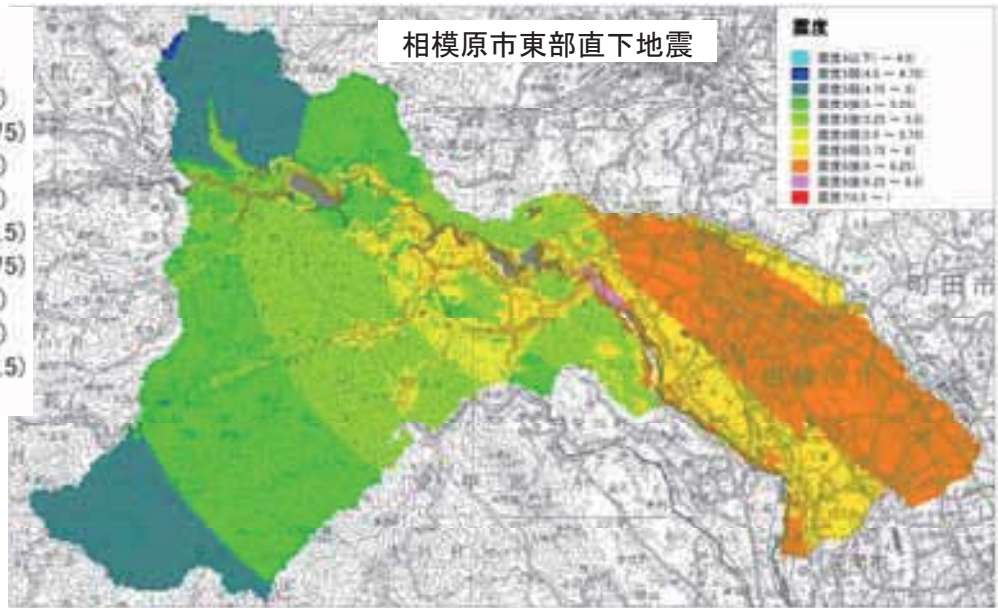
(2) 地震動・液状化

地震動予測結果は、次のとおりである。

なお、液状化は、いずれの地震においても相模川沿岸の低地部で危険性があると予測された。

震度

- 震度4以下(~ 4.5)
- 震度5弱(4.5 ~ 4.75)
- 震度5弱(4.75 ~ 5)
- 震度5強(5 ~ 5.25)
- 震度5強(5.25 ~ 5.5)
- 震度6弱(5.5 ~ 5.75)
- 震度6弱(5.75 ~ 6)
- 震度6強(6 ~ 6.25)
- 震度6強(6.25 ~ 6.5)
- 震度7(6.5 ~)



震度分布図

(3) 建物被害

建物被害は、次のとおりである。

想定地震	地 域	木造系		鉄筋コンクリート系		鉄骨系その他		全 体	
		全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
相模原市 東部直下	本 庁	7,403	14,160	121	412	263	789	7,786	15,361
	城 山	384	744	2	6	15	44	400	794
	津久井	198	504	1	6	7	24	206	533
	相模湖	35	105	0	0	1	3	36	108
	藤 野	1	3	0	0	0	0	1	3
	総 計	8,020	15,515	124	424	286	861	8,429	16,800
相模原市 西部直下	本 庁	2,311	5,598	39	152	124	399	2,473	6,149
	城 山	392	743	2	6	15	44	409	793
	津久井	623	1,174	3	11	17	53	643	1,238
	相模湖	220	390	0	2	3	10	223	401
	藤 野	214	353	1	3	3	11	218	367
	総 計	3,759	8,258	45	173	163	517	3,966	8,947
神縄・国府津 一松田 断層帯	本 庁	203	694	5	20	17	57	225	772
	城 山	33	103	0	1	3	10	36	113
	津久井	346	593	1	5	8	27	355	625
	相模湖	113	238	0	1	2	6	115	245
	藤 野	195	282	1	3	3	9	198	294
	総 計	889	1,910	8	30	33	109	929	2,048

(4) 地震火災

地震による炎上出火件数及び消防力運用によっても消火できずに延焼する棟数等は、次のとおりである。

	炎上出火件数 (件)			残出火件数 (件)			焼失	
	冬の夕方 18時	冬の朝 5時	秋の昼 12時	冬の夕方 18時	冬の朝 5時	秋の昼 12時	焼失棟数 (棟)	焼失率 (%)
相模原市 東部直下	71	10	17	9	0	0	1254	0.64
相模原市 西部直下	41	6	10	5	0	0	386	0.20
神縄・国府津 一松田断層帯	13	2	3	0	0	0	0	0.00

(5) ライフライン被害

上水道、都市ガス、電気、電話の被害は、次のとおりである。

	供給支障 (断水)人口	都市ガス 供給停止	停電	電話
相模原市 東部直下	651,603 人 (断水率 94%)	ほぼ全域	直後に市全域で停電、 1日後に約 5 万世帯	直後に市全域で不通、 1日後も輻輳により不通
相模原市 西部直下	554,751 人 (断水率 80%)	約 4 割	直後に約 15 万世帯、 1日後に約 2 万世帯	直後に市全域で不通、 1日後も輻輳により不通
神縄・国府津 一松田断層帯	436,687 人 (断水率 63%)	少数	直後に約 3 万世帯、 1日後に約 5 千世帯	直後に市全域で不通、 1日後も輻輳により不通

(6) 人的被害

死者、負傷者、要救出者、り災者、避難者を予測した。予測結果は次のとおりである。

		相模原市東部直下	相模原市西部直下	神縄・国府津 —松田断層帯
冬の夕方 18時	死 者	349	168	35
	負 傷 者	6,032	2,585	368
	うち重傷者	756	293	39
	要 救 出 者	2,784	1,066	132
	り 災 者	101,419	43,180	6,574
	避難所生活者	44,452	18,241	2,663
冬の朝 5時	死 者	431	202	44
	負 傷 者	7,701	3,206	474
	うち重傷者	959	359	50
	要 救 出 者	3,608	1,340	173
	り 災 者	97,407	41,977	6,574
	避難所生活者	41,844	17,459	2,663
秋の昼 12時	死 者	326	163	33
	負 傷 者	5,634	2,469	336
	うち重傷者	694	274	35
	要 救 出 者	2,612	1,027	123
	り 災 者	97,407	41,977	6,574
	避難所生活者	41,844	17,459	2,663

単位：人

第3節 風水害の危険性

1 土砂災害の危険性

(1) 災害履歴

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生しており、特に、大島、田名、当麻などの低地と下段・中段との境界にあたる段丘崖で発生していることが多い。

旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町などの相模原市西部では人家が少ないため人的被害数は少ないが、急傾斜の斜面に敷設された道路ののり面での崩壊や落石、山地斜面の崩壊などが発生している。

なお、関東地震では、丹沢山地や中津川山地で崩壊が数多く発生している。

(2) 災害危険箇所

ア かけ崩れの危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区）

旧津久井町域、旧相模湖町域、旧藤野町域を中心に多数の崖崩れ危険箇所が存在する。旧城山町域、旧相模原市域も、段丘崖などに危険箇所が存在する。

イ 土石流の危険箇所（土石流危険溪流、崩壊土砂流出危険地区）

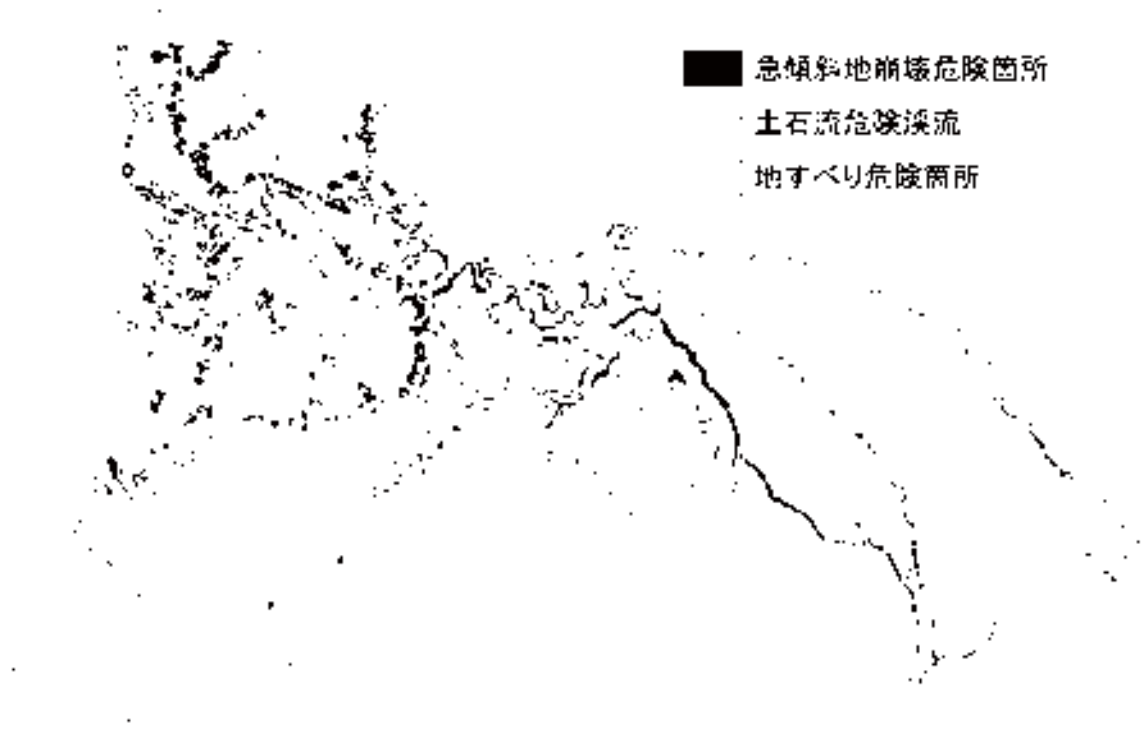
旧相模原市域を除いて、土石流の危険箇所が多数分布する。

ウ 地すべりの危険箇所（地すべり危険箇所、地すべり危険地区）

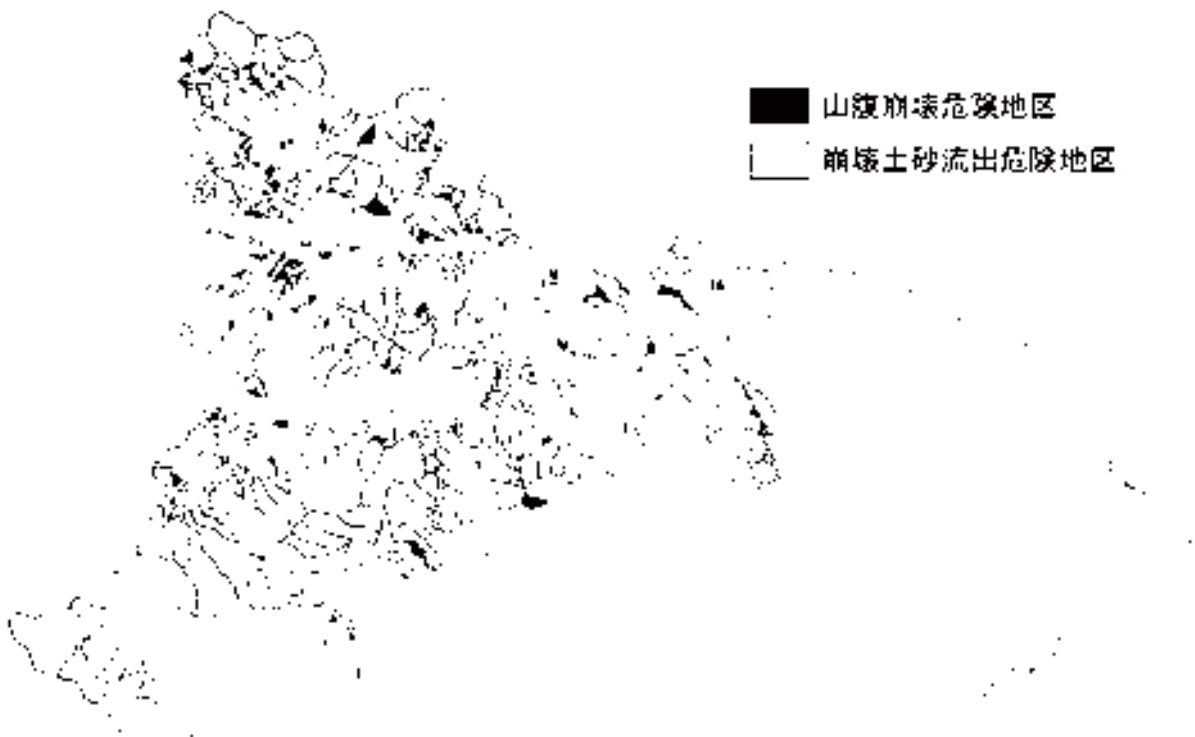
旧藤野町に地すべり危険箇所が一箇所分布する。

土砂災害危険箇所（国土交通省所管）	
急傾斜地崩壊危険箇所	910
土石流危険溪流	219
地すべり危険箇所	1

山地災害危険地区（農林水産省所管）	
山腹崩壊危険地区	350
崩壊土砂流出危険地区	245



土砂災害危険箇所



山地災害危険地区分布図

2 水害の危険性

(1) 本市の水害履歴の特性

相模原市における水害は、台風や梅雨前線の活動など1日以上にわたる大量の降雨によってもたらされるものと、雷雲などの短時間の集中豪雨によってもたらされるものがある。

台風などによる水害としては、1991年(平成3年)9月19日に、台風18号により床上・床下浸水等265棟の被害が発生した。また、雷雲による集中豪雨としては、1990年(平成2年)8月8日にわずか1時間強の降雨で床上浸水24棟、床下浸水40棟の被害が発生している。

(2) 河川のはん濫による水害

相模川沿いの低地は、相模川がはん濫することにより形成された土地であるが、増水によって河川から水があふれ出る「外水はん濫」の危険性は低く、過去100年の間に大水害が発生した記録はない。

神奈川県では、水防法による洪水予報河川(相模川中流)と水位情報周知河川(境川、鳩川、道保川、串川)のはん濫をシミュレーションし、浸水想定区域を指定、公表している。

相模川では概ね150年に1回程度起こる大雨を想定し、水郷田名や当麻等の建物集積地をはじめ、相模川沿いの低地の大部分が想定区域となっており、深いところでは2m~5mの浸水が予測されている。

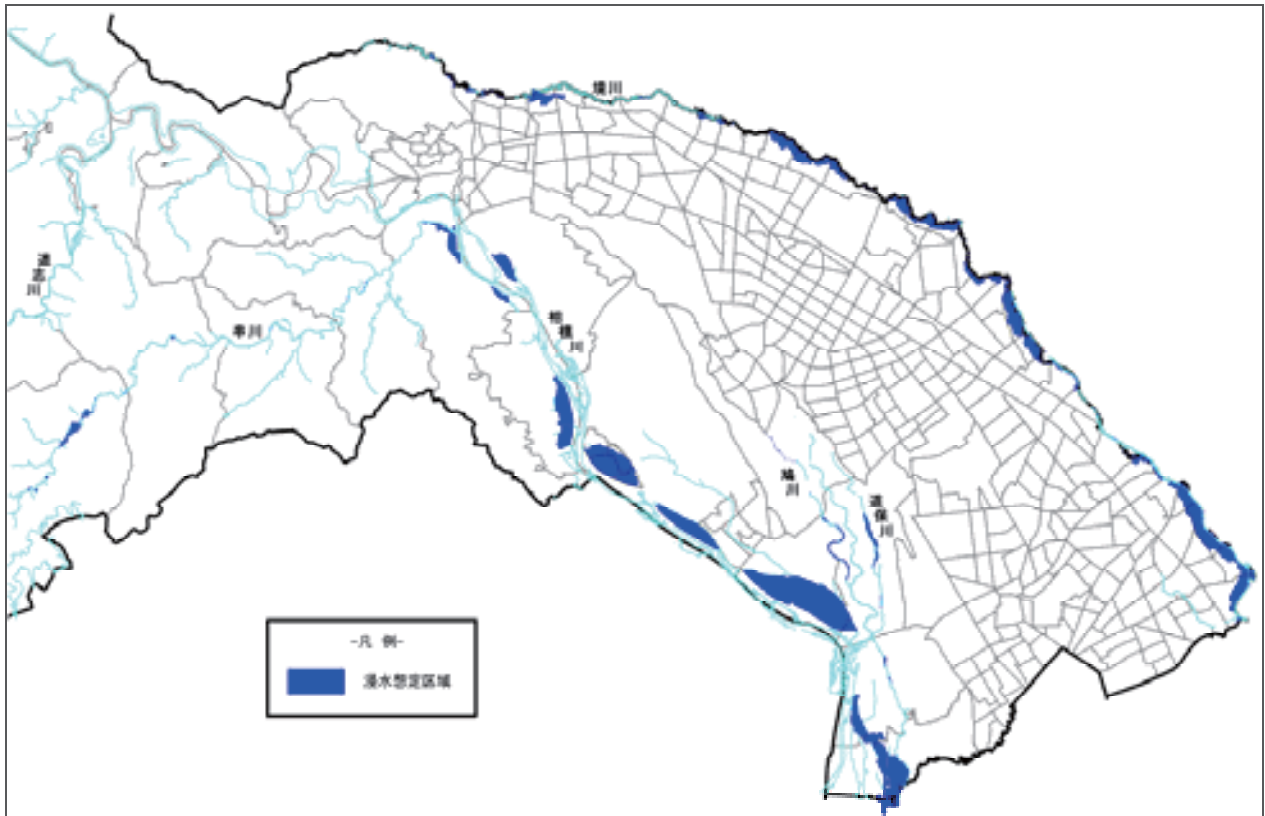
境川では、概ね100年に1回程度起こる大雨を想定し、境川沿いの狭い範囲で概ね1m以下の浸水、又低地の一部で2m以上の浸水が予測されている。

鳩川、道保川、串川では、概ね30年に1回程度起こる大雨を想定し、鳩川については、JR相武台下駅周辺の市街地で2m以下の浸水が予測されているほか、3河川の低地部で1メートル以下の浸水が予測されている。

なお、近年国内では1時間に100mmを超えるような豪雨が頻発しているが、市内の観測所の最近30年間の降水量の統計による極値と確率計算による降水量(下表)をみると、相模原中央では100年に一回程度の降雨、相模湖では30年以上に一回程度の雨が実際に観測されている。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがある。

過去30年間の降水量の極値と確率計算による降水量

観測所	1時間降水量	24時間降水量
相模原中央	92.0mm	371.0mm
相模湖	53.5mm	344.0mm



浸水想定区域分布図

(3) 内水はん濫による水害

一般に水害は台地部よりも低地部で危険性が高いが、旧相模原市の場合は市域の大半が台地であり、しかも広範囲に広がっているため、平坦に見える台地上においても、わずかな凹地があるとそこに雨水が集中し、浸水被害が発生することがある。このような現象は、市街化が進み、地表面がアスファルトやコンクリートによって被覆され、雨水が地中に浸透せずに低い場所へ急速に集まるようになってきた近年ほど顕著である。短時間でも集中的な豪雨があると局所的に浸水被害が発生する。

台地上の凹地では大雨のたびに浸水被害が発生している。浸水区域は、1棟～数棟といった非常に狭い範囲であるが、繰り返し発生している。また、姥川、鳩川、八瀬川といった河川沿いでも浸水被害が発生している。

◆ 資料編参照

- ※ 14-1 重要水防区域一覧表
- ※ 14-6 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表
- ※ 14-32 相模原市の災害記録

2 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災性向上対策

1 基本方針

市は、震災時の火災による延焼被害や建物の倒壊を最小限にとどめるため「都市防災基本計画」を活用することにより、相模原市都市計画マスタープランとの連携を図りながら、地域の特性に応じて、延焼遮断帯の形成や震災に強い建物の建築などを促進し、市民の生命と財産を守る災害に強いまちづくりを推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	危機管理室	広域避難場所の確保に関する事
	環境経済局（環境共生部）	防災緑地の確保及び都市公園等の整備に関する事
	都市建設局（まちづくり計画部、まちづくり事業部、土木部）	広域避難場所周辺の土地利用の誘導等に関する事 生産緑地地区の保全に関する事 避難路・緊急輸送路の整備に関する事 建築物の不燃化・耐震化の促進に関する事 市街地の開発等に関する事 電線類の地中化に関する事 道路拡幅・隅切り整備に関する事 所管する道路・橋りょう・河川の整備に関する事 下水道・雨水流出抑制施設の機能強化に関する事
関係機関	神奈川県	治水・治山事業に関する事
	東京電力（株）	電線類の地中化に関する事
	東日本電信電話（株）	

3 広域避難場所の機能の充実等

都市建設局は、都市計画法に基づく防火地域の指定などにより、10ha に満たない既存の広域避難場所周辺の不燃化を促進することにより、大火から避難者の安全を確保する等、広域避難場所の機能の充実を図る。また、危機管理室は、民間の保有するスペースの活用等を含め、10ha 以上の広域避難場所の確保拡充に努める。

4 避難場所の整備及び防災空間の確保

(1) 防災緑地の確保

環境経済局は、次のとおり防災機能を有する緑地の保全を図る。

ア 緑地の保全にあたっては、快適で安全な都市環境づくりの一環として、自然環境、都市景観、レクリエーションや防災機能等を考慮し、各々の特性を踏まえ、緑地保全基金や都市計画の手法等を活用してその保全に努める。

イ 特別緑地保全地区や市街地に所在する市民緑地等の樹林地については、地震発生時の火災に対する延焼防止、避難場所、避難路としても大きな効果が期待できるため、防災緑地とし

ての保全も合わせて図る。

(2) 都市公園等の整備

都市における緑とオープンスペースの中核となる都市公園等は、災害時には、避難場所、避難路、火災の延焼防止等の機能を発揮するなど、防災上、重要な役割を持っている。

このため、環境経済局は、公園・緑地等のオープンスペースの計画的な整備を図るとともに、防災機能を高めるための施設整備を行う。

(3) 生産緑地地区の保全

農地等は、雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。

このため、都市建設局は、宅地化が増進されている市街化区域においては、このような防災機能に加え、良好な都市環境の形成と緑地機能及び多目的保留地機能に優れた農地等として、生産緑地地区の保全に努める。

5 避難路、緊急輸送路等の整備、建築物の不燃化・耐震化

(1) 避難路、緊急輸送路等の整備

都市建設局は、安全で迅速な避難及び輸送ができるよう、都市計画道路等の整備、橋梁等の耐震補強、がけ崩れ対策等を進め、避難路や緊急輸送路等のルート確保に努める。

(2) 沿道の建築物の不燃化・耐震化の促進

都市建設局は、神奈川県耐震改修促進計画に位置づけられた「緊急交通路指定想定路線」を耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける路線として位置づけ、沿道の特定建築物を対象に耐震化の促進を図る。

また、緊急輸送路や延焼遮断帯については、沿道の建物倒壊により災害時の輸送及び避難に支障を及ぼさないよう、都市計画法に基づく路線型防火地域の指定などにより、建築物の不燃化・耐震化を促進する。

6 市街地の開発等

都市建設局は、次のとおり市街地の開発等を推進する。

(1) 市街地再開発の推進

土地の合理的な高度利用と市街地環境の改善が必要な区域については、魅力ある空間の創出と合わせ、市街地再開発事業により都市の活性化を促すとともに、堅固な中高層の共同建築物の建設や道路、公園などの公共施設の整備を行い、災害に強い都市構造の形成に努める。

(2) 土地区画整理事業等の推進

計画的な市街地整備を予定している区域では、良好な市街地の形成を目指すとともに、道路、公園等の公共空間が確保された災害に強いまちづくりを進めるため、土地区画整理事業等により市街地の面的な整備を計画的に行い、秩序ある市街地の形成に努める。

7 電線類の地中化

震災時に電柱の倒壊などによる道路の寸断を防止するため、都市建設局は、東京電力（株）、東日本電信電話（株）等の関係機関と密接な連携を図りながら、電線類を地中化することにより、避難路の安全対策、緊急輸送路の確保を図る。

8 消防水利活用の困難な区域の解消

都市建設局は、消防水利活用の困難な区域においては、道路の拡幅や隅切り設置など生活道

路の整備を進め、消防活動が困難な地区の解消を図る。

9 中山間地域における孤立化対策

都市建設局は、震災時の被害を最小限に抑えるため、都市計画区域内全域に区域区分を定め、都市的土地利用のコントロールや適切な土地利用の誘導を行う。また、土砂災害による道路の寸断を防止するため、斜面崩壊や路面変状及び橋梁落下等の道路災害の対策を進めるとともに、幹線道路の補完が必要な箇所については代替路線を確保し、道路網の整備を図る。

10 水害・土砂災害に対する対策

都市建設局は、次のとおり水害・土砂災害に対する対策を推進する。

(1) 水害に対する対策

局地的な集中豪雨等による浸水被害を防除するため、河川整備と連携を図りながら、下水道、雨水流出抑制施設の機能強化を図る。

(2) 土砂災害に対する対策

地震や風水害による土砂崩壊の発生や、これに伴う交通網の寸断を防ぐため、神奈川県と密接な連携を図りながら、計画的な土砂災害防止対策を進める。また、地質が脆弱な山間部の溪流では、集中豪雨などにより土石流発生の危険性があるため、砂防工事などの計画的な治水・治山事業を促進し、山地災害の防止に努める。

◆ 資料編参照

※14-14 防火地域、準防火地域内の建築規制

第2章 施設構造物・設備の安全化

第1節 都市施設等の防災対策

1 基本方針

水道、電気、ガス、通信などのいわゆるライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が災害により被害を受けた場合、都市機能が混乱し、通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。このため各事業者は、施設の耐震化や代替機能の確保を積極的に推進する。

2 実施担当

	担当部署	項目
市担当	都市建設局（土木部）	上・下水道施設の防災対策に関する事
	環境経済局（経済部）	農業施設等の防災対策に関する事
関係機関	東京電力（株）	電気施設の防災対策に関する事
	東京ガス（株）	都市ガス施設防災対策に関する事
	（社）神奈川県エルピーガス協会	プロパンガス施設防災対策に関する事
	神奈川県企業庁	上水道施設の防災対策に関する事
	東日本電信電話（株）	電話施設の防災対策に関する事
	東日本旅客鉄道（株）	鉄道施設の防災対策に関する事
	小田急電鉄（株）	
京王電鉄（株）		

3 電気施設の防災対策

東京電力(株)は、送電システムの2重3重のネットワーク化や設備の耐震対策等を推進する。

4 都市ガス施設の防災対策

東京ガス(株)は、主要施設への緊急遮断装置と各戸へのマイコンメーターの設置完了に伴い、ガス導管の耐震高度化、ブロックごとの供給維持のための対策を推進する。

5 プロパンガス施設の防災対策

(社)神奈川県エルピーガス協会は、容器の転倒防止、配管やゴム管の耐震化を図るとともに、ガス放出防止器等地震防災機器の設置などの対策を推進する。

6 上水道施設の防災対策

神奈川県企業庁及び都市建設局は、主要水道施設の耐震化、水道管路の耐震化を進めるとともに、災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備を推進する。

7 下水道施設の防災対策

下水道は、その大部分が地下に築造されているため、その復旧に長時間を要することとなる。そのため、都市建設局は、次のとおり、下水道施設に係る耐震性の強化等の対策を図る。

- (1) ポンプ場等の耐震化及び発電設備等の確保
 - ア 構造物は、新耐震基準に基づいて耐震設計を行う。
 - イ 停電時に備え自家発電設備や燃料確保の対策を講じる。
 - ウ 停電時におけるマンホールポンプの機能保持のため、可搬式の発電機の確保を図る。
- (2) 管きよの耐震化
 - 幹線については、マンホールと管きよの接続部に可とう性のある継ぎ手を使用する。
 - その他の管路については、管きよ継ぎ手等の対策を講じる。

8 電話施設の防災対策

東日本電信電話(株)等の電話通信事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、主な通信ケーブル専用トンネルの建設、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備などの対策を推進する。

9 鉄道施設の防災対策

東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)は、構造物の点検を行い、自動列車停止装置や列車無線装置等の保安装置の整備を図ることによって事故の未然防止に努める。また、雨水等の流入により運行の停止等がないようにするとともに風等の影響により架線への影響がないよう災害防止に努める。

10 農業施設等の防災対策

環境経済局は、農地及び農業施設等について、水害の防止及び耐震化等の防災対策を実施する。

- (1) 農業用施設等の整備・改修
 - ア 脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事
 - イ 宅地化により農業用水路の流下能力を超える地域の排水整備工事
 - ウ 農業用工作物の補強工事
- (2) 農地保全施設等の整備・維持補修
 - 急傾斜地帯の農地における被災防止のため排水路、農道等の農地保全施設の整備工事
- (3) 農業用施設、林業施設の整備・維持補修
 - 各施設の機能保持又は向上のための維持補修

第2節 建造物等災害予防対策

1 基本方針

地震による建物の倒壊や損傷は、人的被害を発生させるばかりでなく、火災の発生源となることもあり、建築物の耐震性確保の促進が重要である。なかでも、公共建物の損傷は、社会経済活動及び市民生活に大きな影響を与え、避難、救護を実施する上で大きな障害となる。

このため、建造物等に係る耐震性の確保を基本とした災害予防対策を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	企 画 市 民 局 （ 財 務 部 ）	市有施設の災害予防に関すること
	企 画 市 民 局 （ 企 画 部 ）	市有電算設備の安全対策に関すること
	都 市 建 設 局 （ ま ち づ くり 計 画 部 ）	一般建築物の災害予防に関すること
	環 境 経 済 局 （ 環 境 共 生 部 ）	
	消 防 局	広報、消防法に基づく指導等に関すること
	危 機 管 理 室	防災設備の整備に関すること
	教 育 局 （ 生 涯 学 習 部 ）	文化財の防災対策に関すること
関 係 各 局	所管施設・設備の災害予防に関すること	
関 係 機 関	(財)相模原市みどりの協会	生垣化の奨励に関すること

3 市有施設等の災害予防

(1) 市有施設の耐震性等の強化

企画市民局及び各施設の管理者は次のとおり、市有施設の耐震性等の強化を進める。

ア 市有施設は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震改修を推進する。

イ 市有施設のブロック塀、給水施設、看板、窓ガラス等の落下防止対策を実施するとともに、施設内の自動販売機、家具・什器類の転倒防止対策を図る。

ウ 災害対策上拠点となる施設の耐震性の強化

市庁舎、区役所、市立小・中学校、まちづくりセンター、公民館、市体育館、消防局、消防署及び消防指令センター等災害対策上拠点となる施設については、災害発生直後の初動時においてできるだけ平常に近い状態で使用できるよう、非構造部材、設備の耐震性や家具・什器類の固定などに配慮するとともに、非常電源などの設備面での対策を講じるなど施設全体及び機能面での耐震性の強化を計画的に実施する。また、ソーラーシステムの導入など新しい技術を取り込んで総合的な強化が図れるよう配慮する。

エ 地下構造のある建築物については雨水が流入しないように施設整備を図る。

(2) 設備等の整備

危機管理室は、飲料水兼用貯水槽の設置、避難所等への備蓄倉庫等の整備を推進するとともに、関係各局は所管施設への雨水利用施設、緊急遮断弁付受水槽等の設置に努める。

4 防災上重要な施設の災害予防

病院等医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等防災上重要な施設の所有者、管理者は耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

5 一般建築物の災害予防

都市建設局は、既存建築物の防災対策について、相模原市既存建築物総合防災対策推進計画（平成 20 年 4 月）に基づき、各種防災対策を相互に関連づけた総合的な対策を計画的に推進する。主な内容は次のとおりとする。

(1) 建築物の維持保全対策

定期報告対象建築物の所有者、管理者が維持保全の重要性に対しての認識を高め、計画的に維持保全することが結果的に経済的、効率的であり、総合的な安全性の確保につながることを啓発する。

ア 建築物の所有者、管理者及び建築関係団体に対し、維持保全計画作成の普及・啓発を行う。

イ 防災査察等の機会を利用して、維持保全計画の作成状況の把握や作成内容の指導、助言を行う。

(2) 既存建築物の防火・避難対策

既存不適格の定期報告対象建築物及び中小雑居ビルについて、安全な避難路の確保、火災の延焼・拡大の防止について改修指導を行うことにより、現行法規に適合するよう防災性能の向上を図る。併せて、定期報告制度及び維持保全計画の的確な運用により自発的な防災の促進を図る。

ア 既存不適格の定期報告対象建築物を中心に防災査察を実施し、防火・避難施設の整備について指導を行う。また、定期報告書が未提出の建築物の所有者等に対しては、提出の指導を行う。

イ 既存不適格の中小雑居ビルについては、各消防署と連携し、合同の防災査察を実施し、当該建築物の所有者に避難の安全性を確保するよう、普及、啓発を図っていく。

ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は自主点検報告制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

(3) 既存建築物の耐震性の向上

相模原市耐震改修促進計画（平成 20 年 4 月）に基づき、新耐震基準以前の建築物の耐震診断の実施、耐震改修の指導を行い、建築物の耐震性の向上を図る。

ア 耐震診断、改修の普及・啓発、耐震相談窓口の設置、指導台帳による情報管理、立入検査、木造住宅耐震診断補助制度等により計画的かつ総合的に耐震改修を促進する。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）による特定建築物（以下「特定建築物」という。）については、対象建築物の台帳化を図り、所有者に対し必要な指導、助言を行い、耐震改修の促進を図る。特に不特定多数の者が利用する特定建築物については、報告の徴収等により耐震改修を促進する。

ウ 木造住宅及び非木造共同住宅については、耐震診断等補助制度の活用により、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

エ 耐震改修の指導にあたっては、政府系金融機関の融資制度及び税制の特例の周知・活用を図るとともに、融資制度の拡充等について、国、県へ要請していく。

(4) 避難の安全性の確保

落下物やブロック塀等の倒壊による被害を防止し、また、避難の安全性を確保するための対

策を実施する。

ア 落下物対策

地震の際の繁華街の建築物からの落下物による危険の防止措置等を講じ、避難の安全性を確保する。

イ ブロック塀等の対策

ブロック塀や石塀の技術基準の周知徹底と正しい施工技術の普及に努めることにより安全対策を図っていく。また、既存のブロック塀等の危険箇所の実態を把握し、修繕、補強等の改修指導をしていく。また、環境経済局及び(財)相模原市みどりの協会と連携し、生け垣化等を奨励するなど安全対策を図る。

(5) 浸水予防対策

ア 地下構造のある建築物については雨水が流入しないように施設整備を図る。

イ 建築場所の立地条件により、土砂の流出、雨水の浸入のおそれのある場合など適切な指導によりその防止に努める。

6 建築設備等の災害予防対策

各施設の所有者及び管理者は、建築設備、空調設備、給排水設備、消防用設備等について、耐震診断と耐震補強を推進する。地下構造のある施設の管理者は、排水ポンプ設備等について常に点検し、浸水被害発生防止に努める。

7 家具等の転倒防止対策

市民及び各施設の管理者等は、家具、自動販売機等の転倒防止措置を次のとおり行い、地震時の人的被害発生の防止に努める。また、危機管理室は、家具等の転倒防止措置の実施を呼びかける。

(1) 家具等の転倒防止

ア 地震時の家具類及び備品等の安全対策として、転倒、落下防止のための固定方法の普及、啓発に努める。

イ 建築物の設計にあたっては、家具の固定方法を考慮した設計と固定を考慮した家具の普及を推奨するよう努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

自動販売機は、日本工業規格自動販売機の据え付け基準に基づき設置するよう啓発を図る。

8 コンピュータの安全対策

地震発生後の応急対策やその後の復旧対策を迅速に進めるには、行政機能支援のための情報システムの早期稼働が不可欠である。市（企画市民局、消防局及び関係各局）及び各防災関係機関が保有する各情報システム、関連設備及び電子情報の耐震化及び安全対策について、次の各項目に必要な措置を講じる。

(1) データの保護対策

(2) 非常電源対策

(3) 転倒、落下防止対策

(4) 漏水対策

(5) 火災対策

(6) その他必要な措置

9 文化財の保護

文化財の保護のため、教育局は、消防局等と協力して、所有者、管理者等に対し、建造物などの有形文化財の耐震対策、火災対策等の指導、普及・啓発に努める。

第3節 道路・橋りょう整備対策

1 基本方針

道路・橋りょう等は、災害の拡大を防止するうえで重要な役割を果たすとともに、災害発生後においても救援物資の輸送等の救援活動の根幹をなすものである。

これらの道路等が災害発生時に必要な機能を発揮できるように必要に応じて点検・整備を行う。さらに応急活動を円滑に行うため、県指定の緊急輸送路と整合性を図り、市においても緊急輸送路（市指定）を定める。

また、台風等豪雨時に道路冠水等による通行障害の解消を図るとともに、道路から民地への雨水流出防止を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	所管する道路・橋りょうの整備に関すること 緊急輸送路の指定に関すること
	危 機 管 理 室	臨時ヘリポートの指定に関すること
関 係 機 関	神 奈 川 県 （ 安 全 防 災 局 ）	緊急輸送路の指定に関すること 臨時ヘリポートの指定に関すること
	関東地方整備局相武国道事務所 中日本高速道路（株）八王子支社	所管する道路・橋りょうの整備に関すること

3 道路、橋りょうの整備

(1) 道路の整備

ア 都市建設局は、国、県と協力して都市計画道路等の幹線道路や、その他防災上重要な道路の整備を推進する。

イ 各道路管理者（都市建設局、関東地方整備局相武国道事務所、中日本高速道路(株)八王子支社八王子保全サービスセンター）は、各管理道路に係るのり面等危険箇所調査の実施、工事必要箇所の指定等を行い、災害発生時における道路機能の確保を図る。また、豪雨時に雨水が滞留しないように常に維持管理を行うとともに排水整備に努める。

ウ 各道路管理者は、緊急輸送路若しくはこれに準じて指定する道路の整備、管理にあたっては電線類の地中化や沿道占有物についての適切な指導など、防災上の配慮を行う。

エ 都市建設局は、消防活動が困難な地区における生活道路の整備を進める。また、道路から民地へ雨水が入らないよう整備を行う。

(2) 橋りょうの整備

ア 都市建設局は、災害時における橋りょうの確保のため、旧建設省通達「道路防災総点検について」により実施した道路橋耐震点検結果及び道路防災点検調査結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、橋りょうの整備を図る。

イ 市道の橋りょうの防災対策

都市建設局は、橋りょうの保全を図るため、定期的に安全点検を実施し、損傷の早期発見に努め、補修対策を実施する。今後は、複断面区間の橋りょうや跨線橋、老朽度や重要度などの高いものから順次計画的に詳細点検調査を実施し、落橋防止などの補強対策並びに橋りょうの架け替えを実施する。

ウ 国道・県道の橋りょうの防災対策

関東地方整備局相武国道事務所、中日本高速道路(株)八王子支社八王子保全サービスセンター及び都市建設局は、橋りょうの定期的な安全点検・耐震点検及び耐震基準に基づいた橋りょうの耐震補強を各所管の道路について実施する。

(3) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、落橋防止のため、安全点検を実施し、補修等の対策が必要なものについては、補強工法を策定し、横断歩道橋の整備を図る。

ア 横断歩道橋の安全点検調査の実施

横断歩道橋は、建設後の維持管理、気象条件等により構造細部に変化が生じていることがあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施する。

イ 横断歩道橋の落下防止補強工事の実施

前記アの横断歩道橋安全点検調査及び旧建設省通達「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した歩道橋の点検結果に基づき、補強等の対策が必要となった横断歩道橋について、補強工法を策定し、落下防止補強工事を実施する。

4 緊急輸送路の指定

(1) 県指定の緊急輸送路

県は、県庁、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等、物資受け入れ港等及び隣接都県の主要路線と接続する路線を緊急輸送路として指定する。

ア 第1次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送の骨格をなす道路

イ 第2次路線

第1次路線を補完し、地域的ネットワークを形成する道路のうち、市町村庁舎に連絡する道路

(2) 市指定の緊急輸送路

都市建設局は地域内の災害応急活動及び警戒宣言発令時の事前対策活動が、まちづくりセンター、防災備蓄倉庫、避難所等との効果的連携を図られるよう、緊急輸送路を事前に指定する。

ア 第1次確保路線

市内の緊急輸送に不可欠な路線で防災備蓄倉庫、県指定の広域防災活動拠点、まちづくりセンター、病院、消防署、救護所及びヘリコプター臨時離着陸場から相模原市災害対策本部(以下「市災害対策本部」という。)が設置される場所を結ぶ路線

イ 第2次確保路線

第1次確保路線以外の路線で主に避難所、防災上の拠点となる総合体育館等及び広域防災活動拠点である県立高校等と市災害対策本部を結ぶ路線

(3) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び危機管理室は、空路からの物資受け入れ拠点としてヘリコプター臨時離着陸場を指定する。また、大型ヘリコプターの離着陸が可能な大型オープンスペース確保及び臨時ヘリポートの確保に努める。

◆ 資料編参照

※ 5-2 緊急輸送路線図

- ※ 5-3 市指定緊急輸送路
- ※ 5-4 県指定緊急輸送路
- ※ 5-5 市指定ヘリコプター臨時離着陸場
- ※ 5-6 県指定ヘリコプター臨時離着陸場

第3章 火災・危険物災害等の防止

第1節 火災等の防止対策

1 基本方針

大規模地震発生時の被害で最も大きいのは、二次的に発生する火災によるものである。

そこで火災の防止に関しては、人命の安全確保を最重点とし、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止及び避難者の安全確保等の方策を確立し、火災に対処する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	消 防 局	消防法に基づく指導等に関すること

3 火災防止の指導

消防局は、消防法等に基づく次の指導を実施するよう計画し、実践する。

(1) 市民への指導

家庭や職場における出火防止処置の徹底を図るため、市民及び自主防災組織を対象として次の事項について普及啓発を図る。

ア 出火防止に関する備えの主な指導事項

- (ア) 消火器の設置、風呂水のくみ置きや水バケツの備えなど消火準備の徹底
- (イ) 対震自動消火装置付火気器具、家庭用防災用品等の普及
- (ウ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (エ) カーテンなどに防災製品使用の普及
- (オ) 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- (カ) 住宅用火災警報器の設置

イ 出火防止に関する教育、訓練の主な指導事項

- (ア) 起震車による震度体験訓練の推進
- (イ) 地震直後や避難時の電気ブレーカー、ガス元栓の閉鎖の徹底

(2) 事業者等に対する指導

ア 防火管理者制度

(ア) 防火管理者の育成

消防法第8条に定める防火管理者制度は、自主管理体制を確立するため重要であり、消防局は、防火管理者講習会等を定期的実施し、防火管理者の育成・指導に努める。

(イ) 消防計画

防火管理者が作成する消防計画には、地震防災に関する規定を設けるよう指導を行う。

(ウ) 共同防火管理

共同防火管理の協議は、複数の管理について権原を有する者の意思統一を図る必要から、まず関係者の理解が得られるよう個別の指導を行うとともに、現実に即した防火管理が実施できるよう指導する。

(エ) 消防計画等に基づく消防訓練の実施

消防計画及び共同防火管理の協議事項に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

イ 防災管理者制度

(7) 防災管理者の育成

消防法第 36 条に定める防災管理者制度は、地震等の災害による被害の軽減のため重要であり、消防局は、防災管理講習会等を定期的実施し、防災管理者の育成・指導に努める。

(イ) 消防計画

防災管理者が作成する消防計画には、地震発生時の被害の想定及びその対策、訓練結果等を検証して消防計画を見直すこと、地震の被害を軽減させるための予防対策、特殊な災害時の関係機関への通報および避難誘導に関する規定を設けるよう指導を行う。

(ウ) 共同防災管理

共同防災管理の協議は、複数の管理について権原を有する者の意思統一を図る必要から、まず関係者の理解が得られるよう個別の指導を行うとともに、現実即した防災管理が実施できるよう指導する。

(イ) 自衛消防組織の設置

多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものの防火対象物の管理権原者に自衛消防組織を設置させ、火災その他の災害の被害の軽減のため、具体的な編成や運用体制などについて消防計画に定め、災害発生時に迅速かつ的確に組織的活動が行えるよう指導する。

(ウ) 消防計画等に基づく消防訓練の実施

消防計画及び共同防災管理の協議事項に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について、内容を把握し実態に即した訓練が行われるよう指導する。

ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施

不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災による惨事を防止するため、防火対象物定期点検報告制度に基づく防火優良認定証及び防火基準点検済証の表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。

エ 防災管理点検報告制度の実施

多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものの防火対象物の地震等の災害による被害の軽減のため、防災管理点検報告制度に基づく防災優良認定証及び防災基準点検済証の表示を推進し、防火対象物の関係者の防災に対する認識を高め、防災管理業務の適正化を図る。

オ 自主点検報告制度の実施

旅館・ホテル等における防火安全対策推進のため、自主点検報告制度に基づく表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。

カ 立入検査

消防法第 4 条及び第 16 条の 5 の規定に基づく立入検査を、計画的に実施するとともに、立入検査の結果、違反が認められる場合の処置の徹底を図る。

4 出火防止対策の推進

消防局は、次の出火防止対策を推進する。

(1) 火気使用設備器具の出火防止

ア 火気使用設備器具の安全化

地震時における出火危険を排除するため、火気使用設備、器具周囲の保有距離の確保、並びに火気使用設備の固定等の各種安全対策の推進を図る。

イ 立入検査での指導

火気を使用する事業所や不特定多数の者の出入する施設等の立入検査において、火気使用設備器具の点検、整備の徹底について指導を行う。

(2) 不特定多数収容施設等の出火防止

ア 地震が発生した場合、人命に及ぼす影響が極めて高い飲食店、百貨店等の防火対象物及び工場、作業場等で多量の火気を使用する防火対象物に対して、重点的に立入検査を実施する。

イ 火気使用設備器具等の固定や当該設備器具への可燃物の転倒、落下防止処置及び災害発生時における従業員の対応要領等について指導する。

ウ その他の事業所及び一般住宅等について、防火診断等を通じ上記イと同様の指導を行い、地震発生時の出火防止対策を徹底する。

(3) 危険物施設等の出火防止

危険物施設等について、立入検査を実施し、適正な貯蔵、取り扱いについて指導するとともに、地震時における出火の危険排除のための安全対策について指導を行う。

(4) 住宅用火災警報器の設置

火災からの逃げ遅れによる被害を防ぐため、消防法の改正に伴う火災警報器設置の義務化に伴い、すべての住宅の寝室等に住宅用火災警報器を設置するように指導する。

5 初期消火体制の推進

(1) 消防用設備の適正化

ア 消防局は、防火対象物に設置される消防用設備が、地震時に十分その機能を発揮し、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導を行う。

イ 消防局は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時における消防用設備等の確実な機能確保が図れるよう指導を強化する。

ウ 災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店等は、特にスプリンクラー設備等の設置促進を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

消防局は、一般家庭における消火器等の初期消火用具の設置を促し、発生した火災を初期のうちに消火できるよう市民に指導する。

(3) 事業所の自衛防災体制の強化

事業所は、各種訓練、指導等を通じて防災行動力の向上を推進し、自衛防災体制の強化を図る。また、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織との連携を深めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制作りを推進する。

6 火災拡大防止対策

(1) 消防力の強化

消防局は、土地利用の高層化・高密度化が進み、都市化する市街地や人口の増加に伴い、消防力の需要増大に対応するため、相模原市消防力整備計画に基づき、消防署・分署、消防車両・装備、消防水利、消防広域応援体制等の充実強化を計画的に推進する。

また、地震時における広域的な火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防署地震対策計画を必要に応じて修正する。

ア 常備消防力の強化

(7) 地震発生時には、火災や救助を必要とする事故等が多発し、消防局からの管制のとれた指令が困難な状況が予想される。そのため、消防署を中心とした、消防隊、救助隊等

の出場の決定や部隊の増強、さらに、消防団や消防広域応援部隊の配置等を決定する指揮体制の強化を図る。

- (イ) 地震による断水時にも対応できるよう、水槽付き消防ポンプ自動車の整備を進めるとともに、毒物、劇物、高圧ガス、放射性物質等の化学災害に対応できる消防資機材の整備を図る。

イ 通信体制の強化

地震発生時には、消防無線及び有線通信網に、ふくそうや途絶が予想されるため、無線通信網の整備を図り、被害情報の収集、伝達、部隊運用体制の強化を図る。

ウ 消防団の整備強化

地震発生時における消防団の消防力強化を図るため、消防団詰所・車庫、消防用資機材、無線設備等の整備充実を図る。

エ 消防水利の整備

地震やその他の災害で、水道施設の故障等による広範囲の断水等を考慮し、防火水槽の設置をさらに推進し、消防水利の整備充実を図る。

(2) 地域防災体制の確立

地震発生時には、同時に火災が多発する可能性があり、それぞれの地域で協力して火災の拡大防止を図る必要があることから、地域の防災体制を確立するため、地域の住民、事業所等は、消防署と連携して、次の対策を推進する。

ア 事業所と自主防災組織等の連携

- (ア) 事業所の自衛消防組織は、当該事業所の防災活動を目的としているが、地震による火災等に対する初期対応を迅速に行うため、地域の自主防災組織等との連携を図るものとする。
- (イ) 自衛消防組織の設置を義務付けられていない事業所については、地域の自主防災組織の一員として活動するものとする。

イ 合同防災訓練の実施

地域の防災行動力は、消防機関をはじめとして消防団、自主防災組織、事業所の自衛消防組織の各組織が協力してはじめて効果を発揮することができる。このため、各組織が連携した合同防災訓練を反復、継続的に実施するよう努めるものとする。

7 劇場、百貨店等の出火及び混乱防止

激しい地震動による停電や落下物あるいは火災などのため、不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店等においては、人々が出入口に殺到するなどの混乱が発生し甚大な人的被害に結びつく可能性がある。このため、これら事業所においては消防計画等に混乱防止対策を位置付け、その計画に基づく訓練を実施する。

第2節 危険物等の災害予防対策

1 基本方針

危険物等は、貯蔵又は取り扱う物質の性質上、災害が発生した場合、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じる可能性がある。

県及び市は、これらの施設の自主保安体制の充実強化を指導し、地震・事故対策、防災教育の推進を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	消 防 局	危険物施設に関すること
	健 康 福 祉 局（保 健 所）	毒物・劇物に関すること
	環 境 経 済 局（環 境 共 生 部）	有害物質の災害予防に関すること
関 係 関	神 奈 川 県 （安全防災局、警察本部）	高圧ガス・エルピーガス・火薬類に関すること 放射性物質災害の予防に関すること
	文 部 科 学 省	放射性物質災害の予防に関すること

3 危険物施設の災害予防

(1) 消防局は、消防法の規制を受ける危険物施設の所有者・管理者に対し、次の対策を指導、推進する。

- ア 保安検査、立入検査の実施
- イ 施設の耐震化の促進指導
- ウ 緊急措置基準作成に対する指導
- エ 防災教育の実施
- オ 防災訓練の実施

(2) 危険物施設の所有者・管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。

- ア 緊急保安体制の確立
- イ 防災資機材の整備
- ウ 施設、設備等の耐震性の強化
- エ 防災教育、訓練の実施

4 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の災害予防

(1) 県は、高圧ガス指導取締対象事業所、液化石油ガス指導取締対象事業所及び火薬取扱事業所の所有者・管理者に対し、次の対策を指導、推進する。

- ア 立入検査
- イ 毒物劇物危害防止規定の整備に対する指導

(2) 各事業所の所有者・管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。

- ア 緊急保安体制の確立
- イ 防災資機材の整備
- ウ 施設、設備等の耐震性の強化
- エ 防災教育、訓練の実施

5 毒物及び劇物の災害予防

- (1) 健康福祉局は、毒物及び劇物取締法の規制を受ける毒物・劇物取扱施設の所有者・管理者に対し、次の対策を指導、推進する。
 - ア 立入検査
 - イ 毒物劇物危害防止規定の整備に対する指導
- (2) 毒物・劇物取扱施設の所有者・管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。
 - ア 緊急保安体制の確立
 - イ 防災資機材の整備
 - ウ 施設、設備等の耐震性の強化
 - エ 防災教育、訓練の実施

6 有害物質の災害予防

- (1) 環境経済局は、水質汚濁防止法に係る有害物質を排出するまたはそのおそれのある施設の所有者・管理者に対し、次の対策を指導、推進する。
 - ア 立入検査の実施
 - イ 緊急措置基準作成に対する指導（水質汚濁防止法に係る事故時の措置）
- (2) 当該施設の所有者・管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。
 - ア 緊急保安体制の確立
 - イ 防災資機材の整備
 - ウ 施設、設備等の耐震性の強化
 - エ 防災教育、訓練の実施

7 放射性物質の災害予防

(1) 基本方針

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて、文部科学省等の国の所管となっており、原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）をはじめとする原子力関係法令により国及び関係事業者等において万全の対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、万一の場合に備えて、国が実施する防災対策に県及び市が協力・支援して円滑な対策活動が図られるよう、災害予防対策上必要な事項を定める。

(2) 放射性物質にかかわる防災体制の整備

ア 放射性物質の取扱事業者等の体制整備

(イ) 災害予防措置等の実施

放射性物質の取扱事業者・加工事業者・運搬事業者（以下「放射性物質取扱業者等」という。）は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質にかかわる安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとする。

また、放射性物質取扱業者等は、その職員に対して、防災に関する教育、訓練を積極的に行うとともに、市及び県と連携を図り、放射性物質防災体制の整備に万全を期する。

(イ) 緊急時体制の整備

放射性物質取扱業者等は、放射性物質を取り扱う事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。）における火災等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応がとられるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努める。

a 消防署、警察署等への通報連絡体制

- b 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- c 放射線防護資機材の整備
- d その他必要な事項

イ 市及び県の体制整備

(7) 防災体制の整備

- a 消防局及び県は、放射性物質対策の迅速かつ的確な実施を図るため、連携の強化を図るとともに、放射性物質にかかわる防災体制の整備に努める。
- b 消防局は、放射性物質取扱事業所等の火災などの緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止のため、消防活動体制の整備に努める。

(4) 放射性物質の取扱事業所等の把握

消防局及び県は、放射性物質にかかわる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。

(3) 放射性物質の取扱事業所等に対する指導

ア 市の指導

消防局は、放射性物質にかかわる安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所等の所有者・管理者に対し、次の事項について指導する。

- (7) 消防設備の点検、施設・機械類の自主点検整備等の自主保安体制の整備
- (4) 従業員に対する防災教育、及び操作員の教育訓練の実施
- (5) 自衛消防組織の強化
- (4) 消防計画の作成及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (4) その他必要な措置

イ 警察の指示

警察は、放射性物質取扱業者等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合、災害の防止及び公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示する。

(4) 放射性物質に関する教育及び知識の普及

ア 担当職員の教育

消防局及び県は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し、次の事項について教育を実施する。

- (7) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (4) 放射性物質災害にかかわる防災体制及び組織に関すること。
- (5) 放射線防護に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

イ 市民に対する知識の普及

消防局及び県は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ国の指導を受け、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及に努める。

(5) 防災活動用防護資機材等の整備

消防局及び県は、災害応急対策に従事する職員等の安全の確保を図るため、放射線防護資機材等の整備に努める。

ア 放射性物質等の測定資機材

イ 体表面汚染を防ぐ防護資機材

ウ 内部被ばくを防ぐ防護資機材

(6) 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。

- ア 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- イ 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- ウ 事故発生時等の応急措置に関する事項
- エ その他必要な事項

(7) 放射能観測の実施

県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して必要に応じ観測を実施する。県及び市は、関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

◆ 資料編参照

- ※14-7 出張所別危険物施設数一覧表
- ※14-8 高圧ガス指導取締まり対象事業所数一覧表
- ※14-9 液化石油ガス指導取締まり対象事業所数一覧表
- ※14-10 火薬類取扱事業所数一覧表
- ※14-11 毒物・劇物営業者及び要届出義務取扱者
- ※14-12 放射性物質取扱い事業所数一覧表

第4章 風水害予防対策

第1節 浸水被害予防対策

1 基本方針

台風、梅雨前線等による一時的な雨量の増加に対処し、浸水被害を未然に防止するため河川の改修及び下水道の整備を行う。また、雨水の排除のための下水道整備計画は河川の改修計画と連携して行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	都 市 建 設 局 （ 土 木 部 ）	河川整備、下水道整備及び下記風水害予防対策全般に関すること
	都 市 建 設 局 （ ま ち づ くり 計 画 部 ）	開発時の雨水浸透施設設置促進に関すること 建築時の雨水浸透施設設置促進に関すること 地下施設の浸水被害防止の促進に関すること
	消 防 局	浸水被害警戒地域対策に関すること
	危 機 管 理 室	
関 係 機 関	神 奈 川 県 東 京 都	河川整備に関すること

3 河川の整備

神奈川県、東京都及び都市建設局は、各管理河川について次のとおり河川整備を実施している。

(1) 相模川（県）

主要地点（磯部頭首工より下流）において、150年確率で改修を進めている（上流は100年確率）。

(2) 鳩 川

ア 1級河川区間（座間市境～千歳橋）

(ア) 座間市境～鳩川分水路（県）

時間雨量 35 mm に対応する改修計画で進めている。

(イ) 鳩川分水路～姥川合流点（県及び市）

時間雨量 57 mm 対応で改修済み。

(ウ) 姥川合流点～千歳橋（県）

時間雨量 57 mm に対応する改修計画で進めている。

イ 準用河川区間（市）

時間雨量 47 mm に対応する改修計画で進めている。

(3) 道保川（市）

時間雨量 74 mm に対応する改修計画で進めている。

(4) 八瀬川（市）

時間雨量 47 mm に対応する改修計画で進めている。

(5) 境川

ア 根岸橋下流（東京都）

時間雨量 50 mmに対応する改修計画で進めている。

イ 他区間（県）

時間雨量 30 mmに対応する改修計画で進めている。

(6) 姥川（市）

時間雨量 51 mmに対応する改修計画で進めている。

(7) 串川（県）

時間雨量 50mm に対応する改修計画で進めている。

4 下水道等の整備

- (1) 都市建設局は、公共下水道雨水管の整備については、浸水地域を優先して順次整備を進める。
- (2) 都市建設局は、雨水調整池、雨水浸透施設等の設置を推進する。また、透水性舗装を推進する。
- (3) 都市建設局は、下水道及び河川内堆積物の除去を実施する。
- (4) 都市建設局は、側溝、マンホール等の蓋の浮上、飛散防止等を推進する。

5 ハザードマップの周知と避難の確保

(1) ハザードマップの周知

危機管理室は、相模川、境川等について河川管理者が公表した浸水想定区域に基づき、浸水が予想される地域の住民に対し、浸水区域、避難所、水害の知識等を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民に周知を図る。

(2) 避難体制の検討

危機管理室は、浸水想定区域ごとに洪水予報や避難の指示・勧告等の伝達方法、避難体制など円滑な避難を確保するために必要な事項を定める。

6 地下空間の浸水被害軽減

(1) 地下施設浸水の啓発等

都市建設局は、地下施設等を持つ現有施設や建築計画に対し、地下施設等における水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努め、土のうの確保や止水板の設置などを指導する。

(2) 地下空間の浸水対策

関係各局は、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する施設が設置された場合は、市から管理者への洪水情報等の伝達方法を検討する。

また、施設の管理者は、浸水防止のための土のうなどの水防資機材の備蓄や出入り口のステップアップ、止水板、防水扉等の設置、利用者への情報伝達や避難体制についての計画作成、従業員への防災教育等を行い保安体制の充実を図る。

7 浸水被害警戒地域対策計画

危機管理室、都市建設局、消防局は、浸水被害警戒地域における防ぎょ活動の円滑化を図り、浸水被害を軽減させるため、浸水被害警戒地域対策計画に基づき、市民との連携及び市災害対策本部設置前の防ぎょ体制を整備する。

(1) 警戒地域の区分

ア 第1次警戒地域

降雨量がおおむね1時間で30mm又は3時間で70mmを超えない場合において、従前の浸水被害発生状況から勘案して床上浸水又は床下浸水のおそれがある地域とする。

イ 第2次警戒地域

第1次警戒地域以外の地域で、従前の浸水被害発生状況から勘案して床上浸水のおそれがある地域とする。

(2) 警戒地域の指定

警戒地域は、毎年指定するとともに、浸水被害警戒地域防ぎょ計画を定める。

(3) 現地調査

関係各局は、警戒地域のうち必要な地域について、雨水排水施設等の点検、その他防ぎょ活動に必要な措置を確認するため、出水期前に合同で現地調査を行う。

(4) 警戒地域関係者への協力要請

防ぎょ活動が円滑に行われるよう、次の事項について事前に警戒地域関係者に協力を要請する。

ア 被害状況等の通報

イ 土のう置き場及び土のう積み等応急措置の応援

ウ 排水施設等の清掃

エ その他被害の軽減を図るための措置

◆ 資料編参照

※4-3 水防倉庫一覧表

※14-1 重要水防区域一覧表

※14-2 河川水位観測所

※14-3 城山ダム放流警報施設位置図

※14-4 市が管理する雨水調整池

※14-5 流域貯留浸透施設一覧表

第2節 かけ崩れ等災害予防対策

1 基本方針

市内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、かけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して安全な土地利用を促進する。

また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	かけ地災害の予防対策の総括及び調整に関すること
	都 市 建 設 局 (まちづくり計画部、土木部)	かけ地災害の予防対策に関すること
	環 境 経 済 局 (経 済 部)	
	関 係 各 局	
関係機関	神奈川県厚木土木事務所	急傾斜地の調査及び指定等に関すること

3 急傾斜地崩壊危険区域災害予防対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域等

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)により、県知事が指定基準以上で災害の発生する危険性の高い急傾斜地について、市長の意見を聴いて指定する。

イ 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険区域に準ずる区域で、県知事が調査等に基づき箇所付けする。

(2) 指定区域の周知、管理及び保全並びに防災措置の勧告等

神奈川県厚木土木事務所は、標柱及び標識板等を設置し、地域住民に指定区域を周知するとともに定期的にパトロール等を実施し、指定区域の管理及び保全を行う。また、必要に応じて、地権者等に対する防災措置の勧告や崩壊防止施設の設置等を行う。

(3) 情報の収集及び気象警報等の伝達方法

災害の発生するおそれがある場合に、神奈川県厚木土木事務所は、関係機関との連絡を密にし、情報の収集、気象警報等の伝達を行う。

(4) 土砂災害警戒区域等

県知事は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を土砂災害警戒区域に、さらに建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を土砂災害特別警戒区域に指定する。危機管理室は県と協力し、指定された区域における警戒避難体制を整備する。また、都市建設局は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造、開発規制若しくは移転等の対策を進める。

(5) 事前調査の実施

梅雨又は台風の前などの時期に、前述する箇所等のパトロールを実施し、都市建設局、消防

局において、危険が予想される箇所の認識を図る。

4 自然災害回避(アボイド)行政の協力、推進

危機管理室及び関係各局は、県自然災害回避（アボイド）行政について積極的に協力、推進し、自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避するための安全な土地利用を促進する。

また、警戒・避難計画を策定し、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定をすすめ、市民等に周知する。

5 災害時要援護者施設の土砂災害防止対策

都市建設局は、災害時要援護者関連施設周囲における土砂災害防止工事が進むよう関係者に求める。また、関係各局は、関係者に必要な情報を提供し、避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導する。

6 山地の災害防止

県は、保安林内の山地災害危険地区について、災害発生の危険性が高いところから計画的に治山工事を推進する。また、森林をそれぞれに応じた保安林に指定し、施業の制限、保安林の整備等を行う。

◆ 資料編参照

※14-6 急傾斜地崩壊危険区域等一覧表

※14-17 住宅金融支援機構による宅地防災工事資金融資の概要

第5章 応急対策への備え

第1節 情報伝達網の整備

1 基本方針

大規模な地震が発生した場合、電話のふくそうや通信施設等の被災により、被害状況に関する情報収集活動や市民に対する広報活動に支障をきたすことが予想される。

このため、災害時の情報連絡体制に万全を期すため、無線通信設備を中心とした情報伝達網の整備を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）、アマチュア無線等に関すること 災害時優先電話に関すること 通信ネットワークの整備に関すること
関係機関	防 災 関 係 機 関	通信ネットワークの整備に関すること

3 地域防災無線設備

消防指令センター、市役所本庁舎、区役所、まちづくりセンター、公民館、避難所、公用車等に地域防災無線設備を整備し、有線電話不通時の情報伝達手段を確保する。

4 防災行政用同報無線（ひばり放送）設備

災害情報の市民への迅速確実な伝達を期すため、消防指令センターに親局を置いた防災行政用同報無線（ひばり放送）設備を整備し、情報伝達手段を確保する。

5 携帯電話の配備

災害対策に特に必要と認める職員に対して携帯電話を配備し、連絡体制及び動員体制の整備を図る。

6 災害時優先電話の活用

市役所、市出先機関、市立小・中学校、防災関係機関等の災害時優先電話の活用を図り、災害時の情報伝達手段を確保する。

7 無線従事者の養成

地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）の運用にあたり、必要となる無線従事者を計画的に養成し、無線局の運用体制の充実を図る。

8 アマチュア無線局設備の活用

災害の状況によっては、地域防災無線、防災行政用同報無線（ひばり放送）等の運用のみでは被害情報の収集伝達に困難をきたすことが予想されるため、アマチュア無線局の活用を図る。

9 無線通信網の充実

防災関係機関と連携し、市役所、市立小・中学校、市出先機関等の市施設、医療機関、電気、ガス、水道等の防災関係機関との無線通信網を整備し、災害時の情報連絡体制の確保に努める。

◆ 資料編参照

※ 2 - 4 地域防災無線設置場所

※ 2 - 5 防災行政用同報無線（ひばり放送）設置場所

第2節 災害緊急情報システム等の整備

1 基本方針

大災害の時には、同時に多くの被害が発生し、被害情報が飛躍的に増大する。

このため、関係各局との情報の共有を図るとともに、気象情報システム、震度情報システムをサブシステムとして活用し、的確な情報を処理するための運用を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	災害緊急情報システム等に関すること

3 災害緊急情報システム

危機管理室は、ネットワークにより被害情報を一元管理し、迅速、的確な情報処理を行うため、災害緊急情報システムを導入し、平成12年4月から運用している。

平成19年1月にシステムを更新し、更なる機能の充実に努めた。

システムの特徴は次のとおりである。

- (1) 被害情報に対して、関係各局が早急に対応するため情報の共有を図るとともに、情報処理の迅速化を図る。
- (2) 被害状況に対して、対応する局を早急に明確化し、風水害・地震等の災害に対処する。

4 気象情報システム

相模原市内での風水害及び地震災害に対して、災害応急対策の円滑な運用を図るため、(財)日本気象協会による降雨予測や震度情報システムによる市内の震度情報を集約するものである。

また、平成20年度より、市のホームページを介して、市民用気象情報の提供も開始した。

主な情報提供内容

- 市内雨量情報 ○市内震度情報 ○気象庁地震情報 ○台風情報 ○注意報・警報
- 市内の天気 ○市内の天気・天気予報 等

(雨量及び気象観測所)

気象観測所	2箇所	消防指令センター、津久井消防署
雨量観測所	14箇所	消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、大沢分署、相原分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署

5 震度情報システム

相模原市内での地震発生時の状況をいち早く把握し、早期の対策を講じることを目的としたものである。

市内に設置された計測震度計からの地震観測データを、消防指令センターの中央監視装置に集約し、市内の震度を即時に表示するシステムである。

地震観測場所	名 称	気象庁による発表名称	設置主体
市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気 象 庁 設 置
消 防 局	消 防 局	—	市 設 置
南 消 防 署	相模大野	相模原市南区相模大野	市 設 置
大 沢 分 署	大 沢	相模原市緑区大島	防災科学技術研究所
新磯まちづくりセンター	磯 部	相模原市南区磯部	市 設 置
ふれあい科学館	田 名	相模原市中央区田名	市 設 置
相 原 分 署	相 原	相模原市緑区相原	市 設 置
上 溝 分 署	上 溝	相模原市中央区上溝	市 設 置
城山まちづくりセンター	城 山	相模原市緑区久保沢	神 奈 川 県 設 置
津久井まちづくりセンター	津 久 井	相模原市緑区中野	神 奈 川 県 設 置
相模湖まちづくりセンター	相 模 湖	相模原市緑区与瀬	神 奈 川 県 設 置
藤野まちづくりセンター	藤 野	相模原市緑区小淵	防災科学技術研究所 設 置

—：消防局の地震観測記録は気象庁発表の対象ではない。

第3節 避難場所等の整備

1 基本方針

災害時において、市民の生命と身体の安全を守るため、避難場所及び避難所を事前に指定又は確保するとともに、その施設等の整備を図り、避難者の安全対策を推進する。また、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難勧告等の基準、伝達方法等を明確にする。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	広域避難場所・避難路の整備に関すること
	都市建設局（まちづくり計画部）	
	都 市 建 設 局（土 木 部）	避難路の整備に関すること
	環 境 経 済 局（環 境 共 生 部）	
	教 育 局（教 育 環 境 部）	避難所（小・中学校）の整備に関すること
	危 機 管 理 室	避難所担当職員の選任に関すること
関 係 各 局	避難所（所管施設）の整備に関すること	
関 係 機 関	関 係 機 関	広域避難場所の管理に関すること

3 避難場所・避難所の区分

(1) 広域避難場所

地震発生時において、同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所をいう。

(2) 一時避難場所

地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空地、小公園、学校等の場所をいう。

(3) 避難所

被災者に対する救援措置を行うための施設をいう。

4 広域避難場所の整備

広域避難場所を指定するにあたっては、「神奈川県大震火災避難対策計画（昭和46年8月）」（面積要件1ha）に基づき指定するものとするが、近年の市街地の状況から広域的な面積の確保が困難となっているため、地域の実情に応じて指定する。

(1) 広域避難場所の指定

危機管理室は、広域避難場所の指定に当たり、地域人口と他の避難場所との関係及び当該場所の状況等必要な調査を行い指定する。

(2) 広域避難場所の変更・解除・周知

危機管理室は、広域避難場所が周辺の状況等により、避難対象人員、避難地区等を変更する必要がある場合、又は、広域避難場所として適さなくなった場合、これを変更・解除する。また、広域避難場所が変更・解除になった場合のほか、随時、広域避難場所について市民への周知を行う。

(3) 広域避難場所の確保

人口の増加及び住宅地等の開発に伴い、広域避難場所を確保することが困難となっている。このため、危機管理室及び都市建設局は、関係各局、機関と協力して、公有地はもとより民有地についても極力安全空間を保つよう協力を求め、広域避難場所の確保に努める。

(4) 広域避難場所関連施設等の整備

- ア 避難関連誘導標識、案内板・標識等を整備する。
- イ 防災備蓄倉庫及び防災資機材を整備する。
- ウ 避難路の指定を推進する。

5 一時避難場所の選定

一時避難場所は、各自主防災組織において選定する。選定にあたっては、安全適切な場所とし、過密化等危険要因の増大により、適宜変更する。

6 避難所の指定及び周知

被災者に対する救援措置を行う施設として、市立小学校及び中学校等を避難所に指定し、市民に周知する。

7 避難所の整備

- (1) 避難所を耐震化する。
- (2) 防災備蓄倉庫を設置し、食料、毛布、仮設トイレなどの備蓄を行う。備蓄物資は男女を含む子どもからお年寄りなど災害時要援護者に配慮したものとする。
- (3) 飲料水確保のための飲料水兼用貯水槽等を計画的に設置する。
- (4) 非常用発電設備、防災行政用同報無線戸別受信機、テレビ受信用設備を整備する。
- (5) 炊き出しのための施設の整備を行う。
- (6) 広報のための大型掲示板を設置する。また、災害時要援護者に配慮した情報伝達手段を整備する。
- (7) 災害時要援護者のためのバリアフリー化などの施設の改良等を推進する。
- (8) 避難所の鍵は、避難所担当職員（責任者）が所持するとともに、緑・南区役所、まちづくりセンター、中央区管内6公民館、市立小・中学校、消防署所の各施設に分散して管理する。

8 避難路の整備

広域避難場所に通ずる幅員15m以上の道路又は幅員が10m以上の緑道等を選定し、避難上必要な機能を整備する。

9 避難所担当職員の選任等

避難所担当職員は、避難所周辺に居住する市職員から選任し、避難所運営の任務にあたる。

◆ 資料編参照

- ※ 3-1 避難所及び救護所一覧表
- ※ 3-2 広域避難場所一覧表
- ※ 3-3 一時避難場所一覧表

第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備

1 基本方針

災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るとともに、災害発生時の生活に不可欠な非常用の飲料水、食料及び生活必需物資等の確保に努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	家庭備蓄等の普及啓発に関すること 備蓄に関すること
	健康福祉局（福祉部、保険高齢部、 こども育成部、保健所）	飲料水・医療品・防疫機材等の備蓄等に関すること 災害時要援護者のための備蓄に関すること
	企画市民局（財務部）	防疫機材の備蓄に関すること
	総務局（総務部）	燃料調達体制の整備に関すること 活動要員への支援体制の整備に関すること
	教育局（教育環境部）	避難所倉庫整備の協力に関すること
	都市建設局（土木部）	所管する資材の備蓄等に関すること
	環境経済局（経済部）	災害時物資調達体制の確立に関すること 防疫機材の備蓄に関すること
	消 防 局	所管する資材の備蓄等に関すること
関 係 関	（社）相模原市薬剤師会	医療品等の備蓄等に関すること
	（社）相模原市建設業協会	防災資機材調達体制の協力に関すること
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	
	相模原造園協同組合	
	相模原市農業協同組合	防疫機材の備蓄に関すること

3 防災資機材等の整備

(1) 防災備蓄倉庫の整備

危機管理室は、災害時の応急対応を迅速に実施するため、食料、資機材等を分散して配置する防災備蓄倉庫の整備を推進する。

防災備蓄倉庫は、避難所倉庫、広域避難場所対応倉庫及び一般倉庫とする。

(2) 防災資機材の整備

危機管理室及び都市建設局は、災害発生時の救出、救助及び被災地における応急活動用資機材の整備充実に努める。また、都市建設局は、協定締結団体から、緊急時に必要な資機材が迅速に得られるよう調整しておく。

(3) 医療器具、医薬品等の備蓄・調達

健康福祉局は、災害時の医療救護活動を迅速確実に行うため、医療器具、医薬品等の備蓄を計画的に推進する。また、被害の状況に応じて（社）相模原市薬剤師会及び関係業者から必要な医療器具、医薬品等の調達を行えるよう協力関係を維持する。

(4) 水防資機材の整備

消防局及び都市建設局は、水防活動の充実に努めるため、水防資機材の整備充実に努める。

(5) 化学消火薬剤の備蓄

消防局は、危険物火災等に対処するため、化学消火薬剤の備蓄に努める。また、県から管理委託による化学消火薬剤も合わせて備蓄する。

(6) 防疫活動用備蓄機材の管理

健康福祉局、環境経済局及び相模原市農業協同組合は、所管する防疫活動用資機材の備蓄を行う。

(7) 活動要員への支援体制の整備

総務局は、災害対策活動拠点及び職員福利厚生施設に休憩等の設備を整備するとともに、応急食料、飲料水、生活資材を備蓄する。

4 応急飲料水等の確保

危機管理室、健康福祉局及び教育局は、水道供給停止となる事態に備え、次の対策を行う。

- (1) 市民へ平常時から家庭等における災害時用飲料水の確保（1人1日3リットルで3日分）を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 市民1人1日3リットル、10日間を目標として応急飲料水の確保を図る。
- (3) 応急飲料水及び医療用の水を確保するため、飲料水兼用貯水槽を計画的に整備する。
- (4) 市立小・中学校等のプールに飲料水及び生活用水用の水の確保を図る。
- (5) 市有建物内にある受水槽に緊急遮断弁を設置し、飲料水を確保する。
- (6) 応急給水用として給水タンク、給水袋、キャンバス水槽等の整備充実を図る。

5 食料の備蓄

- (1) 危機管理室は、市民へ平常時から家庭等における非常用食料の備蓄を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 危機管理室は、応急食料としてアルファ米、サバイバルフーズ、災害救助用クラッカー等の備蓄を行う。
- (3) 環境経済局は、食料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実に努める。

6 生活必需物資の備蓄

- (1) 危機管理室は、市民へ平常時から家庭等における災害時の生活必需物資の備蓄を行うよう普及啓発を図る。
- (2) 危機管理室は、災害時用の毛布、敷きシート、仮設トイレ等を計画的に備蓄する。また、都市建設局は、下水道マンホールを利用した災害用トイレ蓋を備蓄する。
- (3) 環境経済局及び企画市民局は、生活必需物資や避難所で使用する燃料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実に努める。
- (4) 災害時要援護者固有の生活必需物資は、健康福祉局が計画的に備蓄する。
- (5) 市民（事業所を含む）は、非常用飲食料とあわせ、非常用袋等に災害時に必要な物資を備蓄し、持ち出しやすい状態にしておく。

7 備蓄整備計画の見直し

関係各局は、防災資機材、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、必要に応じて品目及び数量を見直し、適切な備蓄に努めるものとする。特に、生活用品や食料についての高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮がなされるよう適宜見直しを図る。

◆ 資料編参照

- ※ 3-2 広域避難場所一覧表
- ※ 3-4 防疫活動用備蓄機材一覧表
- ※ 4-1 防災備蓄倉庫設置場所一覧表
- ※ 4-2 防災用備蓄資機材一覧表
- ※ 4-3 水防倉庫一覧表
- ※ 4-4 緊急遮断弁付受水槽設置状況表
- ※ 6~12 要領・規程・協定における該当各種協定書
- ※ 8-1 災害時における応援に関する協定（(社)相模原市建設業協会）
- ※ 8-2 災害時における応援に関する協定細則（(社)相模原市建設業協会）
- ※ 8-6 災害時における応援に関する協定（相模原造園協同組合）
- ※ 8-20 災害時における応援に関する協定書（相模原市津久井地区建設業連絡協議会）
- ※ 8-21 災害時における応援に関する協定細則（相模原市津久井地区建設業連絡協議会）

第5節 救助・医療体制の整備

1 基本方針

地震災害などの突発的かつ多量の救助事象発生の事態における迅速かつ効率的な人命救助がはかれるよう、平常時医療の強化とともに災害時救助・医療体制の整備を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健康福祉局（福祉部、保健所）	災害時医療体制の整備に関すること
	消 防 局	救出・救助・救急能力の強化
関 係 機 関	(社)相模原市医師会	災害時医療体制の整備に関すること
	(社)相模原市歯科医師会	
	(社)相模原市薬剤師会	
	(社)神奈川県柔道整復師会相模支部	
	(社)相模原市病院協会	
	(社)神奈川県看護協会相模原支部	

3 初動医療体制の整備

健康福祉局は、地震発生時の医療救護体制について、協定締結団体等と、救護所の設置・運営、傷病者の搬送、救護班の編成、物資・要員の調達等の初動医療体制について協議し、初動医療体制を確立しておく。

4 後方医療体制の整備

健康福祉局、消防局、(社)相模原市医師会及び(社)相模原市病院協会は、救護所や救急病院等では対応できない重症者に対する後方医療機関への搬送及び治療を行えるよう、その方法及び協力関係を整備する。

5 救出・救助・救急能力の強化

消防局は、次のとおり救出・救助・救急能力の強化を図る。

- (1) 高規格救急車の配備
- (2) 救急救命士の養成
- (3) 市民等への救命方法・知識の普及
- (4) 救出・救助体制の充実、強化

◆ 資料編参照

- ※9-1 救護所における災害時医療救護活動に関する協定（(社)相模原市医師会）
- ※9-2 災害時における医療救護活動に関する協定（(社)相模原市病院協会等）
- ※9-3 災害時における医療救護活動に関する協定（(社)神奈川県柔道整復師会相模支部）
- ※9-4 災害時における医療救護活動に関する協定（(社)相模原市薬剤師会）

第6節 災害時輸送体制の整備

1 基本方針

大規模災害時には、緊急車両の通行のほか大量の救援物資が運び込まれるため、通行路の確保及び輸送車両の確保が重要となる。災害時の輸送体制を迅速かつ効率的に確保できるよう、平常時から関係者の協力体制を築き、車両等の整備及び緊急通行車両の登録を進めておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	企画市民局（財務部）	車両・燃料の確保に関する事
	環境経済局（経済部）	輸送に関する集積拠点等の開設に関する事
	都市建設局（土木部）	道路上の障害物の除去に関する事
	危機管理室	緊急通行車両等の事前届出に関する事
関係機関	(社)相模原市建設業協会	道路上の障害物の除去の協力に関する事
	相模原市津久井地区建設業連絡協議会	
	相模原道路安全施設業協同組合	
	相模原造園協同組合	
	神奈川県石油商業組合北相支部	燃料供給の協力に関する事
	(社)神奈川県トラック協会	災害時運送力確保の協力に関する事
	日本通運(株)	
	東日本旅客鉄道(株)	
	小田急電鉄(株)	
	京王電鉄(株)	
神奈川中央交通(株)		

3 市有車両確保体制の整備

企画市民局は、災害時に使用可能な市有車両について、緊急時に迅速に対応できるよう管理を行う。

4 民間車両確保体制の整備

企画市民局は、貨物自動車、小型自動車を確認できる団体又は業者と協定を締結し、災害発生時の車両の確保、動員及び運用方法を協議し、協力関係を維持・強化する。

5 緊急通行車両の確認手続き

危機管理室は、災害時の緊急輸送を円滑に行うため、県公安委員会（警察本部交通規制課）に対し緊急通行車両及び緊急輸送車両の事前届出を行う。

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他保護

- エ 施設及び設備の応急の復旧
- オ 清掃、防疫その他の保健衛生
- カ 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持
- キ 緊急輸送の確保
- ク その他災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急輸送車両

緊急輸送車両は、大規模地震対策特別措置法第 21 条第 2 項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- エ 施設及び設備の整備並びに点検
- オ 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
- カ 緊急輸送の確保
- キ 地震が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備
- ク その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置

6 燃料確保体制の整備

企画市民局は、石油商業組合、ガソリンスタンド等と協定を締結し、災害時において避難所、市有車両と協定業者に優先的かつ効率的に燃料を供給できる体制の整備に努める。

7 道路障害物除去体制の整備

都市建設局は、災害時に重機を利用した道路上の障害物除去作業等が迅速に行えるよう、協定団体等との協力関係の維持・強化に努める。

8 集積配送拠点の整備

環境経済局は、関係各部と協力し、災害時の物資集積配送拠点を事前に選定し、その運用方法の検討に努める。

◆ 資料編参照

- ※ 5 - 1 市保有車両一覧表
- ※ 7 - 11 災害時における燃料の供給の協力に関する協定(神奈川県石油商業組合北相支部)
- ※ 8 - 1 災害時における応援に関する協定 ((社)相模原市建設業協会)
- ※ 8 - 2 災害時における応援に関する協定細則 ((社)相模原市建設業協会)
- ※ 8 - 4 (社)神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱
- ※ 8 - 5 災害時における自動車輸送の協力に関する協定
(社)神奈川県トラック協会相模地区支部)
- ※ 8 - 6 災害時における応援に関する協定 (相模原造園協同組合)
- ※ 8 - 18 災害時における応援に関する協定書 (相模原道路安全施設業協同組合)
- ※ 8 - 20 災害時における応援に関する協定書 (相模原市津久井地区建設業連絡協議会)
- ※ 8 - 21 災害時における応援に関する協定細則 (相模原市津久井地区建設業連絡協議会)

第7節 災害時における文教対応体制の整備

1 基本方針

地震等の災害に際し教育委員会は、平常時からの防災対策に努めるとともに、災害発生時における児童・生徒及び施設利用者の安全確保、応急的な教育などの災害対策の確立を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	教育局（教育環境部、 学校教育部、生涯学習部）	災害時における文教対応体制の整備に関する こと 文化財の災害対策に関すること 防災教育の充実及び応急教育の実施に関する こと
	健康福祉局（こども育成部）	災害時における市立幼稚園の防災対策に関する こと
関 係 機 関	神 奈 川 県	災害時における文教対応体制の整備に関する こと
	小・中学校及び教育機関	

3 教育局の防災対策

- (1) 教育局は、平常時より、学校等が行う災害発生時における児童・生徒等の安全確保、防災教育、組織体制などの防災対策について、学校安全の手引き等により指導・助言、情報提供を行う。
- (2) 教育局は、耐震対策、浸水対策、防災資機材の整備など学校等の施設・設備の強化を図る。
- (3) 教育局は、災害時における学校等との情報受伝達体制の整備を図る。
- (4) 教育局は、学校の避難所への支援・協力の関わり方について、平常時より指導・助言、情報提供を行う。

4 学校(市立小・中学校)の防災対策

- (1) 学校は、災害発生時における児童・生徒の安全確保、防災教育、情報連絡体制、防災訓練等を内容とした独自の防災計画を定める。
- (2) 学校は、独自の防災計画の円滑な実施を図るため、防災組織を設置する。
- (3) 学校は、災害時の状況を配慮した、在校中及び登下校中における児童・生徒の安全確保に努める。
- (4) 学校は、児童・生徒が災害状況を適正に判断し、的確な行動ができる能力の育成に努める。また、教職員の防災対応能力や応急処置能力の向上に努める。
- (5) 学校は、児童・生徒の実践的な防災能力を高めるため、災害の種類、学校教育活動の場面や時間帯等を多様に想定し、それぞれの場面における適切な避難行動を体験的に理解させる防災訓練を計画的に実施する。
- (6) 学校は、情報連絡が正確かつ迅速に行えるよう、日ごろから保護者や児童・生徒、教職員間、教育局との情報連絡体制の整備に努める。

5 教育機関の防災対策

- (1) 教育委員会事務局の組織等に関する規則に定める教育機関の施設管理者は、施設・設備の点検確認、利用者の安全確保、情報連絡体制などを内容とした社会教育施設等防災計画を定める。
- (2) 教育機関においては、多様な形態があることから、各機関の運営状況に応じた防災訓練を計画的に実施する。

6 児童・生徒保護対策

風水害等の災害が予測される場合には、事前の情報収集に努めるとともに登下校の時間帯の変更など児童・生徒の安全確保に努めることとする。

また、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震予知情報等」という。）の発表及び警戒宣言の発令に伴い、児童・生徒等の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として、綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に学校長等は、児童・生徒の保護について、次の事項に十分留意し具体的な計画を定めるものとする。

- (1) 児童・生徒の生命、身体の安全確保を最優先とすること。
- (2) 学校の所在する地域の諸条件等を考慮すること。
- (3) 東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言の発令に迅速に対応できるものであること。
- (4) 児童・生徒の行動基準並びに学校及び教職員の対応が明確にされていること。
- (5) 学校における教職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- (6) 東海地震予知情報等の発表後及び警戒宣言の発令後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童・生徒の引き渡しについて、保護者に十分理解されるものであること。
- (7) 遠足等校外活動中に東海地震予知情報等の発表及び警戒宣言が発令されても対応できるものであること。
- (8) 障害のある児童等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分に配慮すること。

7 私立学校、幼稚園等の防災対策

健康福祉局、私立学校・幼稚園等の施設管理者は、平常時より、災害発生時における児童・生徒、園児等の安全確保、防災教育、組織体制などの防災対策を適切に行う。

8 文化財の保護

教育局は、文化財が災害により被災しないように、施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、地域における文化財の所在情報について、消防局と情報を共有化し、具体的な対策の検討を連携して行う。

第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備

1 基本方針

災害時には建築物の被災状況を確認し、二次災害を防ぐとともに、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する必要がある。効率的にこれらの活動が実践できるよう体制を確立しておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	都市建設局（まちづくり計画部）	応急危険度判定体制整備に関すること
	企画市民局（企画部）	災害時の土地活用の調整に関すること
	企画市民局（企画部・財務部） 都市建設局（まちづくり計画部）	応急仮設住宅に関すること
	健康福祉局（福祉部）	応急住宅等の入居基準整備の協力に関すること
	関 係 各 局	災害時の土地活用の調整に関すること
関 係 機 関	神奈川県(県土整備部、保健福祉部)	応急危険度判定体制整備に関すること 災害時の土地活用の調整に関すること 応急仮設住宅に関すること
	(社)相模原市建設業協会 相模原市津久井地区建設業連絡協議会 相模原市電設協同組合	災害時の住宅等の建設・修理の協力に関する こと

3 応急危険度判定に関する事前対策

大規模地震発生時には余震による建築物の倒壊や宅地の崩壊による二次災害を防止するため、市内の応急危険度判定士及び県への応急危険度判定士の要請により、被災建築物や被災宅地の応急危険度判定を迅速に行う必要がある。都市建設局はそのための体制を平常時より整備・強化に努める。

(1) 応急危険度判定士

神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、若しくは他都道府県において応急危険度判定士の認定を受けた者。

(2) 宅地危険度判定士

神奈川県被災宅地危険度判定士認定要綱に基づき、若しくは他都道府県において判定士の認定を受けた者。

(3) 地元判定士連絡網

都市建設局は、市内の応急危険度判定士との連絡体制及び参集体制を整備しておく。

4 災害時における応急仮設住宅等に関する事前対策

企画市民局及び都市建設局は、災害時における応急仮設住宅の建設、公営住宅等のあっせん、被災住宅の応急修理が迅速に行えるよう次の事前対策に努める。

(1) 応急仮設住宅建設用地の選定

応急仮設住宅の設置場所は、飲料水が得やすく、保健衛生上好適な場所で、なるべく、交通の便がよいなど社会生活上の配慮がなされる場所となる。都市建設局は、平常時から、企画市民局等の協力のもと、応急仮設住宅の建設用地を選定し、建物配置計画等を定める。

(2) 協力体制の確保

応急仮設住宅の建設用地は、ライフラインの便を考慮し、各局及び国、県等と協力して応急仮設住宅建設用地が確保できるよう調整し、協力関係を維持する。また、災害復旧・復興時の住宅建設・修理のための資材の確保、労力の確保について、協定団体、建築材料業者等との協力関係を確保しておく。

(3) 公営住宅等の把握

災害時に活用できる市営住宅をはじめとする公営住宅等の空き状況等について、神奈川県住宅供給公社等と協力して把握しておく。

(4) 応急仮設住宅等の入居基準・運営方針の確立

応急仮設住宅等の入居基準及び運営等について、県及び健康福祉局と協力し、事前にマニュアル等を整備しておく。

◆ 資料編参照

- ※ 8-1 災害時における応援に関する協定（(社)相模原市建設業協会）
- ※ 8-2 災害時における応援に関する協定細則（(社)相模原市建設業協会）
- ※ 8-3 災害時における応援に関する協定（相模原市電設協同組合）
- ※ 8-20 災害時における応援に関する協定書（相模原市津久井地区建設業連絡協議会）
- ※ 8-21 災害時における応援に関する協定細則（相模原市津久井地区建設業連絡協議会）

第9節 その他の災害対応体制の整備

1 基本方針

災害時の応急対策が確実に実行できるよう、災害対応体制を整備し、災害対応のあり方を検討しマニュアル・手引き等としてまとめ、訓練等を通して、各機関、各部署の災害に備えた計画を確立しておく。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市担当	環境経済局（資源循環部）	清掃体制整備に関する事
	企画市民局（市民部）	遺体処理体制整備に関する事 帰宅困難者の支援に関する事
	区 役 所	埋火葬許可証発行に関する事 り災証明(火災を除く)発行に関する事
	都市建設局（まちづくり計画部）	帰宅困難者の支援に関する事
	危機管理室	広域応援受け入れ体制に関する事
	健康福祉局（福祉部）	遺体処理体制整備に関する事
	企画市民局（企画部）	災害時の土地活用の調整に関する事
	消 防 局	事業所の消防計画作成の指導に関する事 火災に関する被害調査・り災証明に関する事
	企画市民局（税務部）	被害調査(火災を除く)に関する事 り災証明(火災を除く)発行の支援に関する事
	関 係 各 局	災害時活動体制等の整備に関する事
関 係 機 関	神 奈 川 県 (警察本部、県土整備部)	遺体処理体制整備に関する事 災害時の土地活用の調整に関する事
	各 防 災 関 係 機 関	災害時活動体制等の整備に関する事

3 災害時における清掃等に関する事前対策

(1) 災害時廃棄物処理体制の整備

環境経済局は、災害時に大量に発生する災害廃棄物を処理するためのごみ処理業者等を把握するとともに、収集車両等の確保について検討する。廃棄物等の仮置き場等の確保やリサイクルの方針なども含め、災害廃棄物等処理計画を確立しておく。

(2) 廃棄物処理能力の拡充

環境経済局は、廃棄物処理施設・処分場の維持管理を徹底し処理能力の維持に努める。

また、地域におけるリサイクルシステム確立を支援し、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量化・資源化が行えるよう啓発等に努める。

4 災害時における遺体処理に関する事前対策

(1) 火葬場施設の整備

企画市民局は、災害時に燃料等を確保し、設備の維持を図る。

(2) 調達体制の整備

健康福祉局は、災害時における埋火葬等に伴う棺、骨つぼ等必要な物品の広域的な調達体制について、協定締結などを検討し、平常時より整備しておく。

(3) 各機関の連携体制の整備

健康福祉局は、災害時に遺体の見分・検視を実施する警察、検察を実施する協力医等と、さらに火葬の実施及び戸籍等に係る手続きを担当する企画市民局、区役所との連携体制を維持・強化し、災害時の遺体処理が的確に行えるように調整しておく。また、企画市民局及び健康福祉局は、「神奈川県広域火葬計画」に基づく市外の埋火葬施設との連携についても検討する。

5 災害時における土地利用に関する事前対策

企画市民局は、大規模災害時においては、応急仮設住宅の建設、自衛隊等応援者の活動拠点、物流拠点、避難場所、廃棄物集積所など様々な用途に対応する土地が必要となることから、これらの用途に利用可能な市有地等を、関係各局及び機関と協力して平常時から把握しておき、災害時に円滑に使用できるよう調整を図っておくものとする。

災害対策用地確保の優先順位	1. 市有地	2. 国・県有地	3. 民地
---------------	--------	----------	-------

6 帰宅困難者に関する事前対策

危機管理室及び都市建設局は、東海地震予知情報等の発表時、警戒宣言の発令時及び大規模災害時における帰宅困難者に対し、情報提供、休憩場所の提供、給水、トイレの提供などの支援を行うため、交通機関、県、郵便局、コンビニエンスストアなどと協力関係の確立・推進を図る。

7 被害調査及びり災証明発行に関する事前対策

企画市民局は、災害後に、被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給などの各種支援策と密接に関連するり災証明を発行するため市が実施する被害認定を迅速かつ公正に実施できるよう、「住家及び市有建物被害調査実施要領」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、平成13年10月）の周知を図り、査定要員の確保に努める。

また、都市建設局の行う応急危険度判定との連携や、り災台帳の作成、り災証明の発行及び活用にかかわる手続きについての関係部署間（調査及びり災台帳の作成：企画市民局、消防局、り災証明の発行：区役所、消防局、企画市民局（調査内容説明）、り災証明の活用：健康福祉局等）での運用方法の調整を行う。

8 広域応援の受入に関する事前対策

危機管理室は、自衛隊の災害派遣、緊急消防援助隊、全国自治体から応援隊など、広域応援を受け入れる場合に必要となる拠点について指定を行うとともに、応援要請方法、受け入れ時の連携などの体制について検討する。

9 災害時活動体制等の整備

(1) 組織体制の整備

市及び各防災関係機関は、災害発生時若しくはそのおそれがある場合に災害対策本部等の設置など、災害応急対策のための特別の体制をとる。各局及び各機関は、地域防災計画のもと、そのための体制を整備するとともに、さらに参集のための連絡網の整備、通信設備、非常電源、非常用飲食料その他の資材等の確保・管理を行い、災害時の活動が的確に行えるよう体制を整備・強化しておく。

(2) 動員職員名簿の作成

市災害対策本部の各局長及び各防災関係機関は、あらかじめ、各局等の配備基準に基づき、配備の種別及び参集場所等を明記した動員職員名簿を作成し、所属職員に対して周知徹底を図る。

平常時と異なる業務を行う者等は、その活動の協力者等と平常時より対応方法等について相談しておくことが必要である。特に、市災害対策本部における避難所担当職員及び救護所担当職員となる者は、避難所の開設・運営方法を周知するだけでなく、地域との連携を深めるとともに、自主防災組織と連携して、避難所及びその周囲の危険性について把握しておくことが必要である。

(3) 活動要領の整備

各局及び各機関は、地域防災計画のもと、分掌する災害対応事務にかかる活動の要領を、活動の手引き、マニュアルなどの細部実施計画として整備しておくものとする。また、訓練等による検証をふまえ、適宜見直すことにより実践性の強化を図るとともに、関係者への周知徹底を行う。

(4) 事業所等の防災計画の作成

学校、病院、大型店舗等多数の人が出入りする施設について施設管理者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっている。

また、危険物施設については、消防法第14条の2の規定により危険物の保安に関する業務、取り扱いの基準及び地震発生時における措置などを予防規程で定めることとなっている。

消防局は、これら施設等の出火の防止、初期消火体制の強化、来訪者・入所者に対する避難誘導體制の確立等を指導するとともに、自衛消防隊の育成を図る。複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

また、大規模地震対策特別措置法（以下、「大震法」とする。）における強化地域内の事業所等の指導に準じ、次のとおり地震防災応急計画作成についての指導を行う。

指導方針は次のとおりとする。

ア 次の施設又は事業所に対して、地震防災応急計画を作成し、提出するよう指導する。

- (ア) 大震法施行令第4条第1号に定める防火対象物のうち収容人員が300人以上のもの
- (イ) 大震法施行令第4条第2号に定める複合用途防火対象物のうち収容人員300人以上のもの
- (ウ) 大震法施行令第4条第3号に定める製造所、貯蔵所又は取扱所のうち著しく消火困難なもの
- (エ) 大震法施行令第4条第13号に定める学校等のうち収容人員が50人以上のもの
- (オ) 大震法施行令第4条第14号に定める福祉施設のうち収容人員が30人以上のもの
- (カ) 大震法施行令第4条第23号に定める工場等

イ 次の施設または事業所に対して、地震防災応急計画を作成するよう指導する。

- (ア) 大震法施行令第4条第1号に定める防火対象物のうち収容人員が300人未満のもの
- (イ) 大震法施行令第4条第2号に定める複合用途防火対象物のうち収容人員300人未満のもの
- (ウ) 大震法施行令第4条第3号に定める製造所、貯蔵所又は取扱所のうち著しく消火困難なもの以外のもの

ウ 地震防災応急計画に定めるべき事項等については、次の表により指導する。

地震防災応急計画に定めるべき事項等

計画に定めるべき項目		計画に明示すべき事項	計画作成にあたっての留意事項	
第1節 地震防災応急対策に係る事項	各施設等に共通する事項	東海地震に関連する情報等の伝達	従業員等に確実に情報が伝達されるようその経路及び方法	勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう定めるほか、必要な代替伝達方法等を定める。
	地震防災応急対策の実施要員の確保等	(1)具体的な要員の確保を図る。 (2)必要に応じ、指揮機能を持った組織を設置する場合においては、当該組織の内容等	(1)上記に定める伝達方法及び伝達手段の実態 (2)所要要員の不時の欠員に備えての代替要員	
	災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手続	警戒宣言時において講じることが妥当な災害応急対策の実施準備活動(少なくとも災害応急対策に必要な資機材の調達手配、災害応急対策を実施する人員体制の事前配備、防災関係機関への連絡等についてはその内容)		
	工事中建築物等の工事の中断等	工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全上実施すべき措置についての方針(地震の発生の危険にかんがみ、原則として工事の中断の措置を講じる。)	特別の必要により補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全	
個別対策	病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設	(1)その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者、その他不特定かつ多数の者(以下「顧客等」という。)に対し、東海地震に関連する情報等を伝達する方法 (2)顧客等の退避の誘導方法及び退避誘導実施責任者又は安全確保のための措置	(1)顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講じること (2)顧客等が適切な退避等の行動をとり得るような避難場所、交通の規制状況、その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること	
	学校等	幼稚園、小・中学校等保護を必要とする幼児、児童・生徒等がいる学校にあつては、これらの者に対する保護の方法	この場合において、幼児、児童・生徒等の保護者の意見を聞いたうえで、実態に即した保護の方法を定める。	
	福祉施設	入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法	施設の種類や性格(情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多い。)	

計画に定めるべき項目	計画に明示すべき事項	計画作成にあたっての留意事項
工場等で勤務人員が千人以上のもの	当該工場等に勤務し、又は出入りする者(以下「従業員等」という。)に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達方法及び従業員等の退避等安全確保のための措置	当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場等からの退避、帰宅等の行動計画
第2節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項	各計画主体は、大規模な地震を想定し、東海地震に関連する情報及び警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策等に係る防災訓練を年1回以上実施するものとし、その実地内容、方法等	(1)他の計画主体等と共同して訓練を行う。 (2)市民等の協力及び参加を得る。 (3)努めて、市等の実施する防災訓練に参加する。
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	各計画主体は、その従業員に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等	(1)この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。 ア 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格、及びこれらに基づきとられる措置の内容 イ 予想される地震に関する知識 ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 エ 従業員等が果たすべき役割 オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 カ 今後地震対策として取り組む必要がある課題

◆ 資料編参照

※12-1 各課マニュアル作成状況一覧

第10節 孤立対策

1 基本方針

津久井地域の中山間部においては、地震あるいは大雨による土砂災害等により、道路や通信網が被災して、交通や通信が途絶する集落が発生することが考えられる。このため、孤立集落の発生に備えた対策について定める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	通信手段の確保に関すること 備蓄に関すること ヘリコプター離着陸可能場所に関すること
関 係 関	施 設 の 管 理 者	備蓄に関すること

3 通信手段の確保

危機管理室は、孤立するおそれのある地区との通信を確保するため、市の公共施設あるいは地区の集会所等に地域防災無線を設置、アマチュア無線の協力体制等について検討する。

4 備蓄の推進

危機管理室は、避難所までのアクセスが困難な地区について、孤立化の要因（アクセス道路が土砂災害の危険箇所にかかる、迂回路がない等）が多い地区を中心に、孤立した当初の生活を確保するため、最低限必要な物資を公共施設、集会所等に分散配置する。

また、孤立するおそれのある地区の住民、社会福祉施設、教育施設、観光施設等の管理者に対し、備蓄を行うよう啓発を行う。

5 輸送手段の確保

危機管理室は、孤立するおそれのある地区の輸送拠点として、ヘリコプターが離着陸等が可能な空地进行を調査し把握する。

◆ 資料編参照

※14-13 避難困難地区一覧表

第6章 災害時要援護者支援

第1節 災害時要援護者支援

1 基本方針

災害が発生した場合に、高齢者、障害者等及び外国人等に対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日ごろから地域のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局（福 祉 部、 保 険 高 齢 部、こ ども 育 成 部）	災 害 時 要 援 護 者 の 安 全 確 保 等 に 関 す る こ と
	関 係 各 局	
関 係 機 関	関 係 福 祉 団 体	外 国 人 支 援 体 制 の 充 実 に 関 す る こ と
	さ が み は ら 国 際 交 流 ラ ウ ン ジ	

3 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者をいう。

4 日常地域活動の充実

- (1) 健康福祉局、事業所、市民、自主防災組織、民生委員等は、災害時要援護者に対する救援活動を円滑に実施するため、日ごろから災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域の防災訓練等への参加を呼び掛け、地域活動の充実に努める。
- (2) 災害時要援護者及びその家族は、地域活動に積極的に参加し、地域住民等との交流を深めるよう努める。

5 地域住民と社会福祉施設等との連携強化

市内の社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者用施設、病院、保育所等）の管理者は、災害時において周辺市民や事業所及び関係機関から速やかに支援を得られるよう、日ごろからの交流、連絡網の整備、防災訓練などに努める。

6 関係福祉団体との連携強化

健康福祉局は、災害時要援護者の災害時の安全及び生活を確保できるよう、関係福祉団体との連携を強化する。

- (1) 関係福祉団体との連携を深め、その活動を通じて災害時要援護者の防災行動力を高める。
- (2) 関係福祉団体を通じて、災害時要援護者の要望等をまとめ、防災対策に反映させるよう努める。
- (3) 災害時における関係福祉団体との連携体制を整備し、必要な支援体制の充実に努める。

7 災害時要援護者に対する事前対策

(1) 健康福祉局における対策

健康福祉局等は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者台帳を作成する等して要援護者の把握に努める。また、避難支援プランを作成し、自主防災組織、消防団、民生委員等、地域社会全体で災害時要援護者を支援することができる体制を構築する。

また、災害発生後も避難所における支援について、福祉避難所の活用、福祉サービスの継続、社会福祉施設への二次避難所指定に関する協定締結などについて関係機関との連携を図る。

ア 社会福祉施設等が入所者に対する災害対策を確立し、防災訓練や防災教育の充実がなされるよう指導する。

イ 災害時要援護者固有の生活必需物資等を計画的に備蓄する。

ウ あらかじめ指定した市立の社会福祉施設等を福祉避難所として位置付ける。さらに、協定締結等により民間社会福祉施設等についても福祉避難所としての位置づけを図る。

エ 一人暮らしや寝たきりの高齢者等に対する災害時の緊急通報システムを充実する。

オ 社会福祉施設間の相互応援体制確立を促進する。

(2) 関係各局の対策

ア 関係各局は、災害時要援護者に配慮した防災訓練、防災教育を実施する。

イ 多言語による防災パンフレットの作成や避難所の案内板を設置する。

(3) さがみはら国際交流ラウンジの対策

大規模な災害時には、「災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定」に基づき、外国人支援を行うさがみはら国際交流ラウンジ防災センターが設置される。さがみはら国際交流ラウンジは、通訳等のボランティア登録を進めるなど、災害時における外国人支援及び市との連携に関する計画を整備しておく。

(4) 各機関、各施設管理者の対策

関係各局、各機関及び各施設の管理者は、バリアフリーの推進により、災害時要援護者の災害時行動をバックアップする。

◆ 資料編参照

※ 8-7 災害時におけるさがみはら国際交流ラウンジ運営委員会の協力に関する協定

第7章 災害ボランティア

第1節 災害ボランティア対策

1 基本方針

災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるためには、市、市民、ボランティア団体等との連携を日ごろから確立し、ボランティア団体等の主体性を尊重した運営体制の整備を図り、ボランティア活動に参加できる環境づくりに努める。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	健 康 福 祉 局 （ 福 祉 部 ）	生活支援ボランティアに関すること
	教 育 局 （ 学 校 教 育 部 ）	学校教育でのボランティア意識啓発に関すること
	関 係 各 局	専門ボランティアに関すること（総務局：相談関係・外国語、健康福祉局：医療・福祉・保健関係、都市建設局：建築・土木関係）
関 係 機 関	（社）相模原市社会福祉協議会 相模原災害ボランティアネットワーク	生活支援ボランティアに関すること（一部専門ボランティアに関することを含む）

3 災害ボランティアの区分

ボランティアは、その災害時の活動内容から、専門ボランティアと生活支援ボランティアに区分される。専門ボランティアは、活動内容を担当する各局がボランティアの育成・連携強化を進める。生活支援ボランティアは（社）相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークが担当する。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通訳、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清 掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

4 災害ボランティアセンター機能の充実

災害時には、ボランティア団体等で構成する災害ボランティアセンターが(社)相模原市社会福祉協議会に設置され、生活支援ボランティア活動の拠点となる。社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、平常時より、運営体制及び次の業務内容について調整を行い、災害時のボランティア活動の強化を図り、災害時にその活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

- (1) ボランティアの受け入れ
- (2) ボランティアの必要性の把握及び情報提供
- (3) ボランティアの活動情報の集約・管理
- (4) ボランティア活動に関する研修
- (5) 市（健康福祉局）との連絡調整

5 ボランティアの育成

- (1) 研修等

ア 教育局は、児童・生徒が、福祉又は社会貢献について関心を持ち、理解を深めることができるよう学校に対する支援を行う。

イ (社)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、生活支援等に関するボランティア研修講座を開講する。

- (2) ボランティア活動を調整する者の養成

(社)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、災害時、ボランティアが混乱なく配置できるようボランティア活動を調整する者の養成を行う。

- (3) ボランティア活動の普及

健康福祉局は、災害時におけるボランティア活動の重要性の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）において、(社)相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク、県、防災関係機関及び各ボランティア団体と協力して講演会、講習会、展示会等行事の実施を推進する。

6 ボランティア活動への支援

健康福祉局は、(社)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークと協力し、平常時から市内の地域活動団体やボランティア団体等が地域において相互に交流を深め、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークが強化されるよう支援する。

7 活動環境の整備

(社)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワークは、ボランティア活動の特性である自主性、自発性などを尊重し、広く市民が多くの分野においてボランティア活動に参加できる諸条件の整備に努める。

- (1) ボランティア活動の長期化に伴うボランティアの不足に対処できる体制を構築する。
- (2) ボランティアに対する支援や登録等のマニュアルを作成する。
- (3) ボランティア保険制度を充実する。
- (4) ボランティアの活動拠点施設の確保、通信・事務機器の提供など支援体制を構築する。
- (5) ボランティア活動用備品の備蓄を行う。

第8章 防災行動力の向上

災害発生時の被害の軽減を図るためには、市及び各防災関係機関が災害対策を推進することはもとより、市民一人ひとりの自発的かつ適切な行動が不可欠であることから、市及び各防災関係機関は、市民に対して防災上必要な知識の普及に努め、防災行動力の向上に努める。

第1節 防災知識の普及対策

1 基本方針

市及び防災関係機関は、それぞれの職員に対して専門的な防災知識を身につけさせるとともに、市民に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	防災知識の普及に関すること
	関 係 各 局	
関 係 機 関	(社) 相 模 原 市 防 災 協 会 各 防 災 関 係 機 関	

3 防災知識の普及事項

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 風水害に関する基礎知識
- (3) 土砂災害等の危険箇所
- (4) 災害事例
- (5) 被害想定
- (6) 現行の防災体制
- (7) 避難場所・避難方法
- (8) 平常時の心得
- (9) 災害に備えて用意しておくもの・防災用品
- (10) 災害発生時の心得
- (11) 人命救助の方法
- (12) 消火方法
- (13) 東海地震に関連する情報に関する知識
 - ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
 - イ 東海地震の予知に関する知識
 - ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
 - エ 予想される地震に関する知識
 - オ 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (14) 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への配慮、支援
- (15) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

4 職員に対する教育

危機管理室及び各防災関係機関は、それぞれの職員の災害発生時の応急対策、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の対策に万全を期するため、必要な防災教育を実施する。

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 災害活動手引き等の作成、配布

5 市民に対する防災知識の普及

危機管理室及び防災関係機関は、市民を対象として、地震、風水害、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の措置について、次の手段により防災知識の普及を図る。

- (1) 広報紙の活用
- (2) 防災関係冊子の作成、配布
- (3) 映画、ビデオの活用
- (4) 防災訓練による普及
- (5) 防災講演会・研修会等の開催

6 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車等の運転者に対し、災害発生時や東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時における次に示す自動車の運行措置について、講習会等により防災教育を実施し、周知徹底を図る。

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

7 防災上重要な施設の管理者等の教育

関係各局及び各防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者等に対して災害発生時や東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の防災教育を実施する。

- (1) 講演会、研修会等の実施
- (2) 防災訓練の実施

8 ライフライン・交通機関利用者に対する安全対策の周知

鉄道機関、ガス施設、電気施設、電話施設等のライフライン・交通機関は、災害発生時や東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の混乱を防止し、正しい利用が図られるよう広報活動を行う。

9 市民の心得

(1) 平常時の心得

- ア 家庭での防災会議を開く。
- イ 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
- ウ 建物、ブロック塀及び石塀等の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意し、消火器等の消火用器具を準備する。
- オ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出用品を準備する。
- カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- キ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- ク 居住地周辺の地形等の状況を把握しておく。
- ケ 屋内、屋外のその場に合った対処の仕方を考えておく。

(2) 東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の心得

- ア 正しい情報に基づき冷静に行動する。
- イ 建物、家具の安全点検を行い、補強、転倒防止をする。
- ウ 火気の使用を極力避ける。
- エ 消火器、消火用水を点検する。
- オ 非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出用品を点検する。
- カ 避難場所、避難路を確認する。
- キ 隣近所と地震時の協力について確認する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。

(3) 地震発生時の心得

- ア 身の安全を図る。
- イ 万が一火が出たら、あわてずに消火する。
- ウ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- エ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりに近寄らない。
- オ がけ崩れ、浸水に注意する。
- カ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- キ 協力し合って、応急救護を行う。
- ク 正しい情報を得て、流言飛語に惑わされないようにする。
- ケ 秩序を守り、衛生面に注意を払う。

(4) 風水害発生前の心得

- ア 避難の障害になる場所など近隣の危険箇所についてチェックしておく。
- イ 風で飛ばされそうなものは室内に取り込むか、しっかりと固定する。
- ウ ラジオ・テレビ等で台風や大雨に関する正しい情報を得る。
- エ 大雨・暴風時にはむやみに外へ出ない。

第2節 自主防災組織の育成対策

1 基本方針

市民一人ひとりが防災に関する知識や技術を身に付け防災意識を高め、日ごろから十分な準備をしておくことが被害を最小限度にとどめることとなり、市民それぞれが組織的に協調して行動することにより、はじめてその効果が最大限に発揮できる。

このため、市は地域の人たちが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が養えるよう、自治会等を単位とした自主防災組織の育成、指導を推進する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	自主防災組織の育成指導に関すること
	消 防 局	
	消 防 団	
	健康福祉局（福祉部・保健所）	
	関 係 各 局	
	環 境 経 済 局 （ 経 済 部 ）	事業所の防災活動の推進

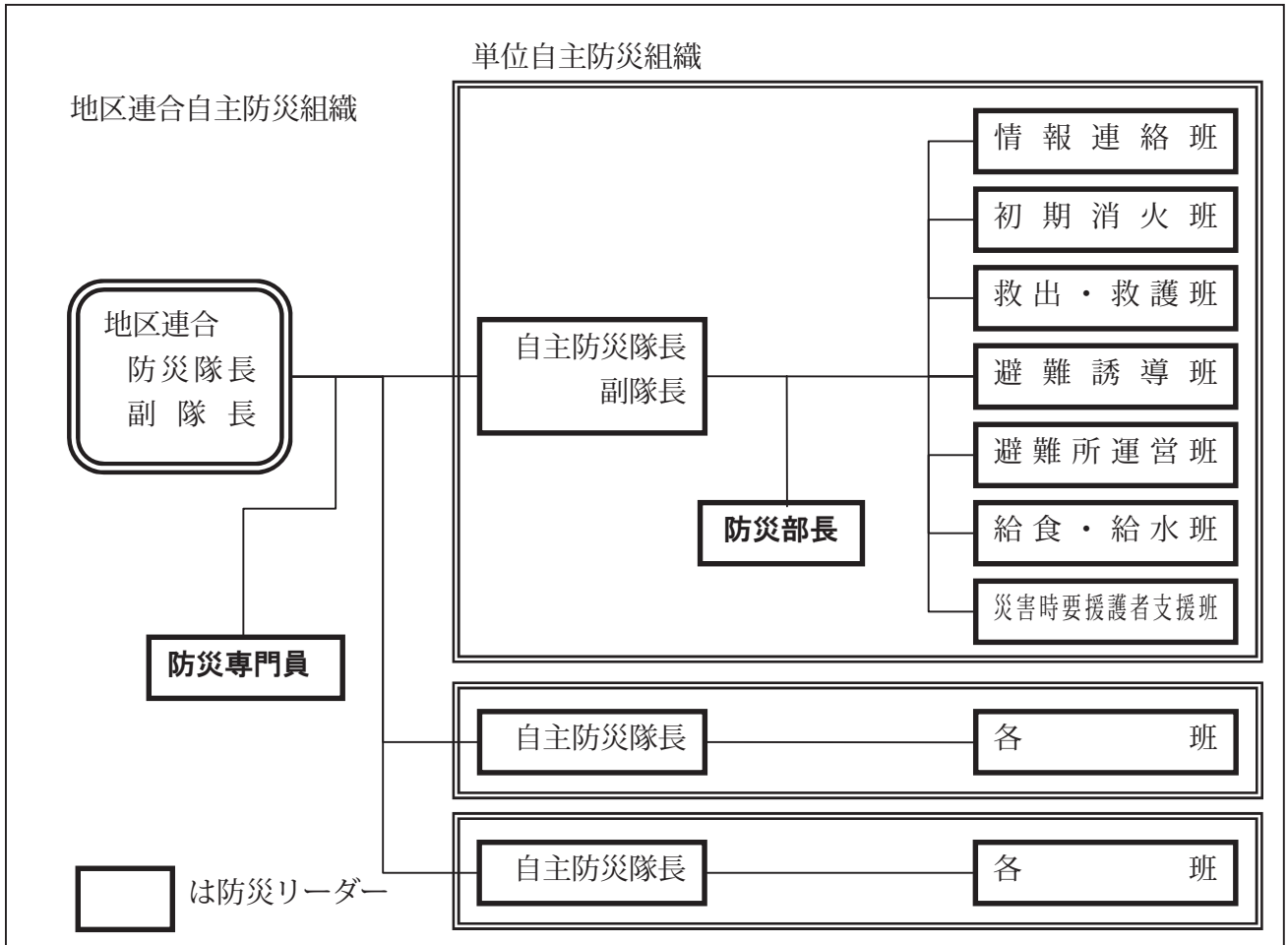
3 自主防災組織の育成指導

危機管理室、消防局及び消防団は、次のとおり自主防災組織の育成を図る。

- (1) 危機管理室は、自主防災組織の育成を図るため、地域防災活動の推進を図り、自治会を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地域の防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 危機管理室、消防局及び消防団は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練指導、支援を実施する。

4 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織の編成は、「自主防災組織活動基本計画」及び「自主防災組織活動・支援マニュアル」（平成11年3月）に基づき、おおむね次のとおりとする。



- (2) 自主防災組織は、市民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織では、いくつかのブロックに分けることも考慮する。
- (3) 他地域への通勤者の多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (4) 地域内の事業所との連携に努める。

5 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

日ごろから訓練を繰り返し実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練は、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とし、個別訓練としては次のようなものがあるが、地域の特性を加味した訓練とする。

訓練	概要
情報収集・伝達訓練	防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域市民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練
初期消火訓練	火災の拡大・延焼を防ぐため消火用具等を使用して消火に必要な技術等を習得する訓練
救出・救護訓練	家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練
避難誘導訓練	避難の要領を習得し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練
避難所運営訓練	避難した人の避難所生活が円滑に営まれるように、避難所の開設から運営に関わる要領を習得する訓練
給食・給水訓練	被災生活における給食、給水の方法等を習得する訓練
災害時要援護者支援訓練	地域における災害時要援護者及びその他住民の防災意識向上と、災害時要援護者への避難補助、安否確認等の支援方法習得のための訓練

ウ 防災点検の実施

市民各自が身の回りの点検を実施するほか、避難路、避難場所や危険箇所など自主防災組織として地域ぐるみの防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、災害時に速やかな応急措置をとることができるよう活動に必要な資機材をあらかじめ用意しておくように努める。また、これら資機材は日頃から取り扱い訓練や点検を重ねるとともに、非常時に活用できる体制を整えておく。

(2) 東海地震予知情報等の発表時、警戒宣言の発令時及び災害時の活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の自主防災組織の役割はおおむね次のとおりであり、日頃から周知するとともに対応方法を検討しておく必要がある。

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時には市及び防災関係機関の提供する情報を地域内の市民に伝達するものとする。また、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して地域住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器、バケツなどを使い、隣近所が互いに協力して初期消火に努める。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった人がいるときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当をするとともに、医師の手当を必要とする人がいると

きは、救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに設置される救護所や、病院等医療機関を確認しておくものとする。

エ 避難の実施

市長から避難勧告・指示が出された場合、又は警察官等から避難指示が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

避難の実施にあたっては、次のことに留意する。

- (ア) 危険防止のため避難路は単一の道路だけでなく複数の避難路をあらかじめ検討しておく。
- (イ) 市民が避難するときに不必要なものを携帯することは、火災による危険性を増大する要因になるので、必要最小限のものにする。
- (ウ) 乳幼児、高齢者、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難誘導を行う。

オ 食料等・生活必需物資の配布及びその協力

食料等・生活必需物資の配布には、組織的な活動が不可欠であり、自主防災組織として、市が実施する給食、給水、生活必需物資の配布、避難所の運営等の応急対策活動に協力する。

◆ 資料編参照

- ※14-26 相模原市自主防災組織育成指導要綱
- ※14-27 相模原市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱
- ※14-28 相模原市自主防災組織防災機材助成要領
- ※14-29 相模原市自主防災組織避難所運営訓練事業費補助金交付要綱

第3節 事業所の防災活動の促進

1 目的

市は、事業所の防災活動の促進を図るため、防災体制の確立や各種訓練等について支援を行う。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	環 境 経 済 局（ 経 済 部）	事業所防災体制の確立に関すること
	消 防 局	

3 事業所の防災体制の確立

環境経済局は、災害時における顧客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、事業所ごとの防災マニュアルや計画の作成、施設の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食糧等の備蓄など防災体制の確立、各種訓練の実施を消防局等と連携して促進する。

4 事業継続計画の作成

事業所は、災害時にも経済活動を維持し、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。

第4節 防災訓練の実施

1 目的

市は、地震災害時等に迅速かつ円滑な災害応急対策が実施できるよう、地域防災計画の習熟並びに防災関係機関との連携強化、さらに市民の防災意識の高揚等を図るため、大規模地震発生時、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時等を想定した防災訓練を実施する。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	総合防災訓練等の実施に関すること
	関 係 各 局	
関 係 機 関	各 防 災 関 係 機 関	防災訓練の実施に関すること
	神 奈 川 県	

3 総合防災訓練

関係各局及び各防災関係機関は、大規模地震等の発生、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時を想定し、防災関係機関と市民、その他関係団体の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、警備、避難、救助、応急復旧等様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

(1) 訓練項目

- ア 市災害対策本部運営訓練
- イ 情報収集伝達訓練
- ウ 市災害対策本部参集訓練
- エ 避難訓練
- オ 避難所運営訓練
- カ 消火訓練
- キ 救出・救護訓練
- ク 物資調達・輸送訓練
- ケ 給食・給水訓練
- コ 防疫訓練
- サ 無線通信訓練
- シ 警備・交通対策訓練
- ス 電気・ガス・水道・電話応急復旧訓練
- セ 広報活動訓練
- ソ 多数遺体取扱訓練
- タ 孤立地区対策訓練

(2) 参加機関等

- ア 市
- イ 自治会連合会、自治会（自主防災組織）
- ウ 自衛隊、警察
- エ その他防災関係機関

オ 事業所等民間団体
カ 市民

4 個別訓練

(1) 通信訓練

関係各局、県及び防災関係機関は、大規模地震等の発生や東海地震に関連する情報、警戒宣言及び各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

(2) 動員訓練

関係各局及び防災関係機関は、災害発生時や東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言の発令時における職員の動員を迅速に行うため、動員訓練を適宜実施する。

(3) 市災害対策本部運営訓練

関係各局及び防災関係機関は、災害発生時や東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等本部の運営を適切に行うため、市災害対策本部運営訓練を実施する。

(4) 消防訓練

消防局は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災の防ぎよ、避難者の安全確保等消防に関する訓練を実施するほか、他の関連訓練と併合して消防訓練を行う。

(5) 救助訓練

関係各局及び各防災関係機関は、大量の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護、給水、給食等を迅速、円滑に行うための救助訓練を行う。

(6) 混乱防止対策訓練

地震等による災害発生時、東海地震予知情報等の発表時及び警戒宣言の発令時において、主要ターミナル駅及び周辺における通勤通学者等による混乱を防止するため、関係各局は、県や交通機関・警察等と連携し、これらの機関と一体となった混乱防止対策訓練の実施に努める。

(7) 水防訓練

消防局は、水防活動を円滑に行うため、関係機関と連携して水防訓練を行う。

(8) その他の訓練

必要に応じ、独自に、また各防災関係機関と連携、協力し個別訓練を行う。

5 施設における防災訓練

(1) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

各施設管理者は、幼児、児童・生徒、負傷者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、避難訓練を中心とする防災訓練を実施する。

(2) 事業所等における訓練

学校、病院、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた事業所は、その定めによる消防計画に基づき避難訓練等を毎年2回以上（学校については毎年1回以上）実施する。

また、地域の一員として、自主防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加するよう努める。

なお、訓練にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者や、被災時の男女のニーズの違い等に配慮して行う。

第9章 調査・研究

第1節 調査・研究

1 基本方針

市は、防災関係機関の協力を得て地震等災害に関する調査研究を継続的に実施し、総合的、計画的な防災対策推進体制の整備を進め、災害対応力の向上を図る。

2 実施主体

	担 当 部 署	項 目
市 担 当	危 機 管 理 室	防災に関する調査研究全般に関すること
	企 画 市 民 局 (企 画 部)	復興計画についての調査・研究に関すること
	都 市 建 設 局 (ま ち づ く り 計 画 部)	
	健 康 福 祉 局 (福 祉 部)	
	関 係 各 局	各種調査・研究に関すること

3 地域防災計画の推進のための調査・研究

関係各局は、地域防災計画をさらに推進するため、次の項目についての調査・研究を行う。

- (1) 防災に関する各種調査・研究資料の収集及び分析
- (2) 国、県及び防災関係機関の研究成果との連携
- (3) 市民の意見、意識の把握

4 災害対応力の向上のための調査・研究

危機管理室及び関係各局は、災害時の情報システムの高度化、事務処理システムの効率化の推進など災害対応力の向上を図るため、次の事項について調査・研究を行う。

- (1) 災害緊急情報システム
- (2) 情報の共有化
- (3) 実践的な防災訓練
- (4) 情報システムの復旧体制及び復旧までの代替策

5 被災地の復興のための調査・研究

企画市民局及び都市建設局は、健康福祉局と連携して、復興計画の策定から実現までの過程における市民参加、合意形成、支援策などについて調査・研究を行う。

- (1) 被災者の生活再建策
- (2) 市街地の復興策